

電波法及び放送法の一部を改正する法律案 新旧対照表

目次

○電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）（第一条関係）	1
○放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）（第二条関係）	102
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十一条関係）	113
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十二条関係）	114
○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（附則第十三条関係）	115
○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）（附則第十四条関係）	116

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 無線局の免許等</p> <p>第一節 無線局の免許(第四条―<u>第二十七条の二十の六</u>)</p> <p>第二節・第三節 (略)</p> <p>第三章〜第九章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第二章 無線局の免許等</p> <p>第一節 無線局の免許</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことである。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第二十七条の十六第一項(第一号を除く。)<u>又は第六項(第四号及び第五号を除く。)</u>の規定により<u>第二十七条の十四第一項の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者</u></p> <p>四 <u>第二十七条の二十の四第一項(第五号を除く。)</u>の規定により<u>第二十七条の二十の三第七項の認定の取消しを受け、その取消しの日</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 (同上)</p> <p>第二章 (同上)</p> <p>第一節 無線局の免許(第四条―<u>第二十七条の二十</u>)</p> <p>第二節・第三節 (同上)</p> <p>第三章〜第九章 (同上)</p> <p>附則</p> <p>第二章 (同上)</p> <p>第一節 (同上)</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第五条 (同上)</p> <p>一〜四 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 第二十七条の十六第一項(第一号を除く。)<u>又は第六項(第四号及び第五号を除く。)</u>の規定により<u>認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者</u></p> <p>(新設)</p>

から二年を経過しない者

五 第七十六条第六項（第三号を除く。）の規定により第二十七条の二十一第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

4 5 6 (略)

7 第二十七条の二十の三第七項の認定を受けた者であつて第二十七条の二十の二第一項に規定する価額競争実施指針に定める納付の期限までに同条第二項第四号ホに規定する落札金を納付していないものには、当該落札金が納付されるまでの間、同条第一項に規定する特定高周波数無線局の免許を与えないことができる。

(免許の申請)

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項（前条第二項各号に掲げる無線局の免許を受けようとする者にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 5 八 (略)

九 他の無線局の第十四条第一項に規定する免許人又は第二十七条の二十二に規定する登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

十 (略)

2 5 7 (略)

8 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であつて総務大臣が公示する周波数（第五号に掲げる無線局にあつては、六千メガヘルツを超えるものに限る。）を使用するものの免許の申請は、総務

四 第七十六条第六項（第三号を除く。）の規定により第二十七条の二十一第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

4 5 6 (同上)

(新設)

(免許の申請)

第六条 (同上)

一 5 八 (同上)

九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十六第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

十 (同上)

2 5 7 (同上)

8 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であつて総務大臣が公示する周波数  
を使用するものの免許の申請は、総務

大臣が公示する期間内に行わなければならない。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上等（陸上及び地表又は水面から五十キロメートル以下の高さの空域をいう。以下同じ。）

に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの（以下「電気通信業務用基地局」という。）

三 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局

四 基幹放送局

五 同一の周波数を使用する相当数の無線局を一定の区域において一体的に運用するために開設する無線局（当該相当数の無線局の間で行われる通信の最大距離が総務省令で定める距離を超えるもの又は当該一定の区域に総務大臣が公示する区域が含まれるものに限る。）

1

9 (略)

(落成後の検査)

第十条 (略)

2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十二第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて前項の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

(免許の有効期間)

第十三条 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を超えない範

大臣が公示する期間内に行わなければならない。

一 (同上)

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上

に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの（以下「電気通信業務用基地局」という。）

三 (同上)

四 (同上)

(新設)

9 (同上)

(落成後の検査)

第十条 (同上)

2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて前項の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

(免許の有効期間)

第十三条 (同上)

围内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

2 船舶安全法第四条（同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。以下同じ。）の船舶の船舶局及び総務省令で定める船舶地球局（以下「義務船舶局等」という。）並びに航空法第六十条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機の航空機局（以下「義務航空機局」という。）の免許の有効期間は、前項の規定にかかわらず、無期限とする。

（免許記録）

第十四条 総務大臣は、免許を与えたときは、当該免許に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該免許に係る免許人（無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該免許の有効期間中、当該免許人が閲覧することができる状態に置かなければならない。

- 一 免許の年月日及び免許の番号
- 二 免許人の氏名又は名称及び住所
- 三 無線局の種別
- 四 無線局の目的（主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その主従の区別を含む。）
- 五 通信の相手方及び通信事項
- 六 無線設備の設置場所
- 七 免許の有効期間

2 船舶安全法第四条（同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。以下同じ。）の船舶の船舶局（以下「義務船舶局」という。）及び

航空法第六十条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機の航空機局（以下「義務航空機局」という。）の免許の有効期間は、前項の規定にかかわらず、無期限とする。

（免許状）

第十四条 総務大臣は、免許を与えたときは、免許状を交付する。

2 免許状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 免許の年月日及び免許の番号
- 二 免許人（無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所
- 三 無線局の種別
- 四 無線局の目的（主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その主従の区別を含む。）
- 五 通信の相手方及び通信事項
- 六 無線設備の設置場所
- 七 免許の有効期間
- 八 識別信号
- 九 電波の型式及び周波数
- 十 空中線電力
- 十一 運用許容時間
- 3 基幹放送局の免許状には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載しなければならない。

<p>八 識別信号</p> <p>九 電波の型式及び周波数</p> <p>十 空中線電力</p> <p>十一 運用許容時間</p>	<p>2 総務大臣は、基幹放送局の免許を与えたときは、前項の規定にかかわらず、当該免許に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該免許に係る免許人に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該免許の有効期間中、当該免許人が閲覧することができる状態に置かなければならない。</p> <p>一 前項各号（基幹放送のみをする無線局にあつては、第五号を除く。）に掲げる事項</p> <p>二 放送区域</p> <p>三 特定地上基幹放送局にあつては、放送事項</p> <p>四 他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局にあつては、当該他人の氏名又は名称</p> <p>（証明書の交付）</p> <p>第十四条の二 免許人は、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、前条又は第二十七条の五第二項の規定により作成された当該免許に係る電磁的記録（以下「免許記録」という。）に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。</p> <p>（変更検査）</p> <p>第十八条 （略）</p> <p>2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第二十四条の二第一項又は第二十四条の二</p>
<p>一 前項各号（基幹放送のみをする無線局の免許状にあつては、第五号を除く。）に掲げる事項</p> <p>二 放送区域</p> <p>三 特定地上基幹放送局の免許状にあつては、放送事項</p> <p>四 他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局の免許状にあつては、当該他人の氏名又は名称</p>	<p>（新設）</p> <p>第十八条 （同上）</p> <p>（変更検査）</p> <p>2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第二十四条の二第一項又は第二十四条の二</p>

十二第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

(免許記録の変更等)

第二十一条 総務大臣は、次に掲げる場合には、免許記録を変更し、当該免許記録に係る免許人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 一 第十七条第一項、前条第二項から第五項まで若しくは第二十七条の八の規定による許可をしたとき、第十七条第二項若しくは前条第九項の規定による届出があつたとき、第十九条若しくは第二十七条の九の規定による指定の変更をしたとき、又は第二十七条の六第一項の規定による期限の延長をしたとき。
- 二 次項の規定による届出があつたとき。

2 免許人は、前項第一号に掲げる場合に該当しない場合において、免許記録に記載した事項に変更を生じたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(免許の失効の記録)

第二十四条 免許がその効力を失つたときは、総務大臣は、当該免許に係る免許記録にその旨を記録しなければならない。

(検査等事業者の登録)

第二十四条の二 (略)

2～4 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。

一 (略)

十三第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

(免許状の訂正)

第二十一条 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

(免許状の返納)

第二十四条 免許がその効力を失つたときは、免許人であつた者は、一箇月以内にその免許状を返納しなければならない。

(検査等事業者の登録)

第二十四条の二 (同上)

2～4 (同上)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。

一 (同上)

<p>二 第二十四条の十又は第二十四条の十二第三項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。</p> <p>三 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(登録の更新)</p>	<p>第二十四条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録ファイル)</p> <p>第二十四条の四 総務大臣は、第二十四条の二第一項の登録を受けた者(以下「登録検査等事業者」という。)について、次に掲げる事項を登録検査等事業者登録ファイルに記録しなければならない。</p> <p>一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号</p> <p>二 第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項</p> <p>2 総務大臣は、登録検査等事業者について、登録検査等事業者登録ファイルに記録されている事項のうち次に掲げるものをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>一 登録又はその更新の年月日及び登録番号</p> <p>二 氏名又は名称及び住所</p> <p>三 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨</p> <p>(削る)</p>
<p>二 第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。</p> <p>三 (同上)</p> <p>6 (同上)</p> <p>(登録の更新)</p>	<p>第二十四条の二の二 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>(登録簿)</p> <p>第二十四条の三 総務大臣は、第二十四条の二第一項の登録を受けた者(以下「登録検査等事業者」という。)について、登録検査等事業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>(登録証)</p> <p>第二十四条の四 総務大臣は、第二十四条の二第一項の登録又はその更新をしたときは、登録証を交付する。</p> <p>2 前項の登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 登録又はその更新の年月日及び登録番号</p> <p>二 氏名又は名称及び住所</p>



(変更の届出)

第二十四条の五 (略)

(削る)

(登録の取消し等)

第二十四条の十 総務大臣は、登録検査等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 第二十四条の五 又は第二十四条の六第二項の規定に違反したとき。

三 三六 (略)

(登録の失効の記録)

第二十四条の十一 総務大臣は、第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過したこと、第二十四条の九第一項の規定による届出があつたこと又は前条の規定により登録を取り消したことにより第二十四条の二第一項の登録がその効力を失つたときは、登録検査等事業者登録ファイルにその旨を記録しなければならない。

(削る)

三 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨

3 登録検査等事業者は、登録証をその事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(変更の届出)

第二十四条の五 (同上)

2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録検査等事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第二十四条の十 (同上)

一 (同上)

二 第二十四条の五第一項又は第二十四条の六第二項の規定に違反したとき。

三 三六 (同上)

(登録の抹消)

第二十四条の十一 総務大臣は、第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録検査等事業者の登録を抹消しなければならない。

(登録証の返納)

第二十四条の十二 第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九

(外国点検事業者の登録等)

第二十四条の十二 外国において無線設備等の点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2 第二十四条の二第二項(第四号を除く。)、第三項、第四項(第三号を除く。)、及び第五項、第二十四条の四第一項

、第二十四条の九第二項並びに前条の

規定は前項の登録について、第二十四条の四第二項(第三号を除く。)、及び第二十四条の五から第二十四条の九まで(同条第二項を除く。)

の規定は前項の登録を受けた者(以下「登録外国点検事業者」という。)について準用する。この場合において、第二十四条の二第四項中「次の各号(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号)」とあるのは「第一号、第二号及び第四号」と、同項第四号中「検査又は点検」とあるのは「点検」と、「方法(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限る。)」とあるのは「方法」と、第二十四条の四第一項中「受けた者(以下「登録検査等事業者」という。)」とあるのは「受けた者」と、「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録外国点検事業者登録ファイル」と、同項第一号中「及びその更新の年月日並びに」とあるのは「の年月日及び」と、同項第二号中「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」とあるのは「第二十四条の二第二項第一号及び第二号」と、同条第二項中「登録検査等事業者登録ファイル

第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第二十四条の十の規定により登録を取り消されたときは、登録検査等事業者であった者は、一箇月以内にその登録証を返納しなければならない。

(外国点検事業者の登録等)

第二十四条の十三 (同上)

2 第二十四条の二第二項(第四号を除く。)、第三項、第四項(第三号を除く。)、及び第五項、第二十四条の三、第二十四条の四第一項及び第二項(第三号を除く。)、第二十四条の九第二項並びに第二十四条の十一の規定は前項の登録について、第二十四条の四第三項、

第二十四条の五から第二十四条の八まで、第二十四

条の九第一項及び前条の規定は前項の登録を受けた者(以下「登録外国点検事業者」という。)について準用する。この場合において、第二十四条の二第四項中「次の各号(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号)」とあるのは「第一号、第二号及び第四号」と、「検査又は点検」とあるのは「点検」と、「方法(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限る。)」とあるのは「方法」と、第二十四条の三中「受けた者(以下「登録検査等事業者」という。)」とあるのは「受けた者」と、「登録検査等事業者登録簿」とあるのは「登録外国点検事業者登録簿」と、「及びその更新の年月日並びに」とあるのは「の年月日及び」と、「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」とあるのは「第二十四条の二第二項第一号及び第二号」と、第二十四条の四第一項中「又はその更新をした

<p>「とあるのは「登録外国点検事業者登録ファイル」と、同項第一号中「又はその更新の年月日」とあるのは「の年月日」と、第二十四条の七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第二項中「検査又は点検」とあるのは「点検」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、前条中「第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過したこと、第二十四条の九第一項」とあるのは「第二十四条の九第一項」と、「前条」とあるのは「次条第三項」と、「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録外国点検事業者登録ファイル」と読み替えるものとする。</p>	<p>とき」とあるのは「をしたとき」と、同条第二項第一号中「又はその更新の年月日」とあるのは「の年月日」と、第二十四条の七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第一項中「第二十四条の二第四項各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号）」とあるのは「第二十四条の二第四項第一号、第二号又は第四号」と、同条第二項中「検査又は点検」とあるのは「点検」と、第二十四条の十一中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の九第二項」と、「前条」とあるのは「第二十四条の十三第三項」と、前条中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の九第二項」と、「第二十四条の十」とあるのは「次条第三項」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 総務大臣は、登録外国点検事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項において準用する第二十四条の五 又は第二十四条の六 第二項の規定に違反したとき。</p> <p>三〇八 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(無線局に関する情報の公表等)</p> <p>第二十五条 総務大臣は、無線局の免許又は第二十七条の二十一第一項の登録（以下「免許等」という。）をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許記録に記載されている事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（第十四条第一項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）又は第二十七条の二十</p>	<p>3 総務大臣は、登録外国点検事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 前項において準用する第二十四条の五第一項又は第二十四条の六 第二項の規定に違反したとき。</p> <p>三〇八 (同上)</p> <p>4 (同上)</p> <p>(無線局に関する情報の公表等)</p> <p>第二十五条 総務大臣は、無線局の免許又は第二十七条の二十一第一項の登録（以下「免許等」という。）をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状に記載された 事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）又は第二十七条の二十</p>

三に規定する登録記録に記載されている事項若しくは第二十七条の三十四の規定により届け出られた事項（第二十七条の二十二各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

2・3 (略)

(特定無線局の免許の特例)

第二十七条の二 次の各号のいずれかに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用するもの（以下「特定無線局」という。）を二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七条の十一までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

一 移動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを放射するものうち、総務省令で定める無線局

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上等に開設する移動しない無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするものうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局

(包括免許の付与)

第二十七条の五 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項（特定無線局（第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）を包括して対象とする免許にあつては、次に掲げる事

五第一項の登録状に記載された事項若しくは第二十七条の三十四の規定により届け出られた事項（第二十七条の二十五第二項に規定する事項に相当する事項に限る。）のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

2・3 (同上)

(特定無線局の免許の特例)

第二十七条の二 (同上)

一 (同上)

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするものうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局

(包括免許の付与)

第二十七条の五 (同上)

項（第三号に掲げる事項を除く。）及び無線設備の設置場所とすることができ区域）を指定して、免許を与えなければならない。

一 電波の型式及び周波数

二 空中線電力

三 指定無線局数（同時に開設されている特定無線局の数の上限をいう。以下同じ。）

四 運用開始の期限（一以上の特定無線局の運用を最初に開始する期限をいう。）

2 総務大臣は、前項の免許（以下「包括免許」という。）を与えたときは、当該包括免許に係る次に掲げる事項及び同項の規定により指定した事項を記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該包括免許に係る包括免許人（包括免許を受けた者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該包括免許の有効期間中、当該包括免許人が閲覧することができる状態に置かなければならない。

一 包括免許の年月日及び包括免許の番号

二 包括免許人  
の氏名又

は名称及び住所

三 特定無線局の種別

四 特定無線局の目的（主たる目的及び従たる目的を有する特定無線局にあつては、その主従の区別を含む。）

五 通信の相手方

六 包括免許の有効期間

3  
(略)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

2 総務大臣は、前項の免許（以下「包括免許」という。）を与えたときは、次に掲げる事項及び同項の規定により指定した事項を記載した免許状を交付する

一 (同上)

二 包括免許人（包括免許を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

3  
(同上)

(指定無線局数を超える数の特定無線局の開設の禁止)

第二十七条の七 第一号包括免許人は、免許記録に記録されている指定無線局数を超えて特定無線局を開設してはならない。

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 総務大臣は、陸上等に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であるものうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもの(以下「特定基地局」という。)について、特定基地局の開設に関する指針(以下「開設指針」という。)を定めることができる。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信

二 移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域(放送法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。第二十七条の第十四第二項第三号において同じ。)における当該移動受信用地上基幹放送の受信

2 (略)

3 開設指針には、次に掲げる事項(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設指針にあつては、第三号及び第八号に掲げる事項を除く。)を定めるものとする。

一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項  
二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数の

(指定無線局数を超える数の特定無線局の開設の禁止)

第二十七条の七 第一号包括免許人は、免許状に記載された指定無線局数を超えて特定無線局を開設してはならない。

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であるものうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもの(以下「特定基地局」という。)について、特定基地局の開設に関する指針(以下「開設指針」という。)を定めることができる。

一 (同上)

二 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

一 (同上)  
二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数の

うち当該特定基地局に使用させることとする周波数及び当該周波数を使用させることとする区域（以下この条、第二十七条の十九及び第二十七条の二十において「周波数の使用区域」という。）その他の当該周波数の使用に関する事項（次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める事項を含む。）

イ その周波数の全部又は一部を当該特定基地局以外の無線局が現に使用している場合であつて、当該周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているとき（ロに掲げる場合を除く。） 当該周波数及び当該期限の満了の日

ロ その周波数の全部又は一部を当該周波数の使用区域内において既設電気通信業務用基地局が現に使用している場合 当該周波数及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局が現に使用している周波数並びにこれらの周波数の使用の期限の満了の日

三 次のイ又はロに掲げる事項その他の当該特定基地局の無線設備に係る電波の公平な利用を確保するための措置に関する事項

イ 当該特定基地局を開設しようとする者の区分（既設電気通信業務用基地局の免許人であるか否かの別、当該免許人ごとに算定した既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の幅の合計その他の事項を勘案して定めるものをいう。）ごとに当該区分に属する者が開設する当該特定基地局に使用させることとする周波数の幅の上限に関する事項

ロ 接続・卸役務提供（他の電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。）の電気通信設備と当該特定基地局に係る電気通信業務の用に供する電気通信設備と

うち当該特定基地局に使用させることとする周波数及び当該周波数を使用させることとする区域（以下

「周波数の使用区域」という。）その他の当該周波数の使用に関する事項（次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める事項を含む。）

イ（同上）

ロ（同上）

三（同上）

イ（同上）

ロ（同上）

<p>の接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務（同法第二十九條第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。）の提供をいう。第二十七條の十四第二項第五号において同じ。）の促進に関する事項</p>	<p>四 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項</p>
<p>五 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項</p>	<p>六 第二十七條の十四第一項の認定を受けた者が納付すべき金銭（以下「特定基地局開設料」という。）の額並びにその納付の方法及び期限その他特定基地局開設料に関する事項</p>
<p>七 第二号イ又はロに掲げる場合において、それぞれ同号イ又はロに定める日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、それぞれ同号イ又はロに定める周波数を現に使用している無線局による当該イ又はロに定める周波数の使用を当該イ又はロに定める日前に終了させるために当該特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（以下「終了促進措置」という。）に関する事項</p>	<p>八 当該特定基地局に係る第一項第一号に掲げる無線通信を確保するため、既に開設されている特定基地局の無線設備に当該無線通信を確保するための機能を付加してその運用を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、高度既設特定基地局（既に開設されている特定基地局であつて、その無線設備に当該機能を付加したものをいう。以下同じ。）の範囲、配置及び運用開始の時期に関する事項</p>
<p>九 第二十七條の十四第一項の認定をするための評価の基準</p>	

<p>四 （同上）</p>	<p>五 （同上）</p>	<p>六 （同上）</p>	<p>七 （同上）</p>	<p>八 （同上）</p>	<p>九 （同上）</p>
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------



<p>十 前各号に掲げるもののほか、当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項</p>	<p>十 (同上)</p>
<p>4～7 (略)</p> <p>8 総務大臣は、開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。</p>	<p>4～7 (同上)</p> <p>8 (同上)</p>
<p>(開設計画の認定)</p> <p>第二十七条の十四 (略)</p>	<p>(開設計画の認定)</p> <p>第二十七条の十四 (同上)</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>4 総務大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の各号(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては、第五号を除く。)のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。</p>	<p>2・3 (同上)</p> <p>4 (同上)</p>
<p>一 その開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。</p> <p>二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。</p> <p>三 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実であると認められること。</p>	<p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p>
<p>四 その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が第五条第三項各号(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局を開設しようとする者にあつては、同条第一項各号又は第三項各号)のいずれにも該当しないこと。</p>	<p>四 (同上)</p>
<p>五 その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が電気通信事業法第九条の登録を受けていること又は受ける見込みが十分であること。</p>	<p>五 (同上)</p>
<p>5～7 (略)</p>	<p>5～7 (同上)</p>

<p>8 第一項の認定を受けた者は、開設指針に定める納付の期限までに特定基地局開設料を現金（国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。第二十七條の二十の三十項において同じ。）をもつて国に納付しなければならぬ。</p>	<p>8 第一項の認定を受けた者は、開設指針に定める納付の期限までに特定基地局開設料を現金（国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。）をもつて国に納付しなければならぬ。</p>
<p>9 (略)</p>	<p>9 (同上)</p>
<p>(開設計画の変更等) 第二十七條の十五 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る開設計画（同条第二項第一号、第四号及び第八号に掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。</p>	<p>(開設計画の変更等) 第二十七條の十五 (同上)</p>
<p>2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請が前条第四項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては、第五号を除く。）のいづれにも適合していると認めるときは、前項の認定をするものとする。</p>	<p>2 (同上)</p>
<p>3 総務大臣は、前条第一項の認定を受けた開設計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る特定基地局を開設する者（以下「認定特定基地局開設者」という。）が周波数の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。</p>	<p>3 総務大臣は、前条第一項の認定を受けた開設計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る特定基地局を開設する者（以下「認定開設者」という。）が周波数の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。</p>
<p>4 総務大臣は、認定特定基地局開設者が認定の有効期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、一年を超えない範囲内において、その期間を延長することができる。</p>	<p>4 総務大臣は、認定開設者が認定の有効期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、一年を超えない範囲内において、その期間を延長することができる。</p>
<p>5 認定特定基地局開設者は、前条第一項各号に掲げる事項（電気通信</p>	<p>5 認定開設者は、前条第一項各号に掲げる事項（電気通信</p>

業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定特定基地局開設者にあつては、同項第二号に掲げる事項を除く。）に変更（次に掲げるものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

一 前条第一項第二号に掲げる事項の変更であつて、当該変更によつて第五条第一項第四号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの

二 前条第一項第三号に掲げる事項の変更であつて、総務省令で定める軽微なもの

6 総務大臣は、第一項の認定（前条第九項の総務省令で定める事項についての変更に係るものに限る。）をしたとき、第三項の規定により周波数の指定を変更したとき又は第四項の規定により認定の有効期間を延長したときは、その旨を公示するものとする。

（開設計画の認定の取消し等）

第二十七条の十六 総務大臣は、認定特定基地局開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。

一 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定特定基地局開設者が電気通信事業法第十四条第一項の規定により同法第九条の登録を取り消されたとき。

二 移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定特定基地局開設者が第五条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定特定基地局開設者（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るものに限る。以下第五項までにおいて同じ。）が第五条第一項第四号に該当することとなつた場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるとき

業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者にあつては、同項第二号に掲げる事項を除く。）に変更（次に掲げるものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

一 （同上）

二 （同上）

6 （同上）

（認定の取消し等）

第二十七条の十六 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。

一 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者が電気通信事業法第十四条第一項の規定により同法第九条の登録を取り消されたとき。

二 移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定開設者（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るものに限る。以下第五項までにおいて同じ。）が第五条第一項第四号に該当することとなつた場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるとき

<p>は、当該認定特定基地局開設者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該認定を取り消さないことができる。</p> <p>一 第五条第一項第四号に該当することとなつた状況</p> <p>二 前項の規定により当該認定を取り消すこと又はこの項の規定により当該認定を取り消さないことが当該認定に係る移動受信用地上基幹放送の受信者の利益に及ぼす影響</p> <p>三 その他総務省令で定める事項</p> <p>3 総務大臣は、認定特定基地局開設者が第五条第一項第四号に該当することとなつたと認めるときは、前項の規定により当該認定特定基地局開設者の認定を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。</p> <p>4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る認定特定基地局開設者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る認定特定基地局開設者に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該認定特定基地局開設者の認定を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。</p> <p>6 総務大臣は、認定特定基地局開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>一 正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従つて開設せず、又は認定計画に係る高度既設特定基地局を当該認定計画に従つて運用していないと認めるとき。</p> <p>二 正当な理由がないのに、認定計画に係る開設指針に定める納付の期限までに特定基地局開設料を納付していないとき。</p>	<p>は、当該認定開設者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該認定を取り消さないことができる。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>3 総務大臣は、認定開設者が第五条第一項第四号に該当することとなつたと認めるときは、前項の規定により当該認定開設者の認定を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。</p> <p>4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る認定開設者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る認定開設者に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該認定開設者の認定を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。</p> <p>6 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p>
---	---

三 不正な手段により第二十七条の十四第一項若しくは前条第一項の認定を受け、又は同条第三項の規定による指定の変更を行わせたとき。

四 認定特定基地局開設者が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

五 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定特定基地局開設者が次のいずれかに該当するとき。

イ 電気通信事業法第十二条第一項の規定により同法第九条の登録を拒否されたとき。

ロ 電気通信事業法第十二条の二第一項の規定により同法第九条の登録がその効力を失つたとき。

ハ 電気通信事業法第十三条第四項において準用する同法第十二条第一項の規定により同法第十三条第一項の変更登録を拒否されたとき（当該変更登録が認定計画に係る特定基地局又は高度既設特定基地局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。）。

ニ 電気通信事業法第十八条の規定によりその電気通信事業の全部の廃止又は解散の届出があつたとき。

7 総務大臣は、前項（第四号及び第五号を除く。）の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定特定基地局開設者であつた者が受けている他の開設計画の第二十七条の十四第一項の認定、第二十七条の二十の三第七項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。

8 総務大臣は、第一項又は前二項の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書その認定特定基地局開設者に送付しなければならぬ。

（承継に関する規定の準用）

三 （同上）

四 認定開設者 が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

五 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者 が次のいずれかに該当するとき。

イ （同上）

ロ （同上）

ハ （同上）

ニ （同上）

7 総務大臣は、前項（第四号及び第五号を除く。）の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定開設者であつた者が受けている他の開設計画の第二十七条の十四第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。

8 総務大臣は、第一項又は前二項の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書その認定開設者に送付しなければならぬ。

（合併等に関する規定の準用）

第二十七条の十七 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定特定基地局開設者について準用する。この場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の十四第四項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項及び前二項」とあるのは「

第一項」と読み替えるものとする。

(認定計画に係る特定基地局等の免許申請期間の特例)

第二十七条の十八 認定特定基地局開設者が認定計画に従って開設する特定基地局及び当該特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の免許の申請については、第六条第八項の規定は、適用しない。

(特定基地局の開設に係る認定特定基地局開設者の責務)

第二十七条の十九 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定特定基地局開設者は、第二十七条の十二第一項第一号に掲げる無線通信を確保し、当該特定基地局が使用する周波数の電波の有効利用に資するため、認定計画に記載した当該特定基地局の無線設備の設置場所以外の場所（当該認定計画に係る周波数の使用区域内にある場所に限る。）においても、当該特定基地局の開設に努めなければならない。

(特定高周波数無線局の開設に係る価額競争実施指針)

第二十七条の二十の二 総務大臣は、第六条第八項第五号に掲げる無線局（同項の総務省令で定めるものを除く。）であつて同項の規定により公示する周波数を使用するもの（以下「特定高周波数無線局」という。）について、次条第七項の認定を受けることができる者を価額競争（参加者に入札又は競りの方法により納付する意思のある金銭の額の申出をさせ、最も高い価額を申し出た参加者を落札者として決定す

第二十七条の十七 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定開設者 について準用する。この場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の十四第四項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項及び前二項」とあるのは「第二十七条の十七において準用する第一項」と読み替えるものとする。

(認定計画に係る特定基地局等の免許申請期間の特例)

第二十七条の十八 認定開設者 が認定計画に従って開設する特定基地局及び当該特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の免許の申請については、第六条第八項の規定は、適用しない。

(特定基地局の開設に係る認定開設者の責務)

第二十七条の十九 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者 は、第二十七条の十二第一項第一号に掲げる無線通信を確保し、当該特定基地局が使用する周波数の電波の有効利用に資するため、認定計画に記載した当該特定基地局の無線設備の設置場所以外の場所（当該認定計画に係る周波数の使用区域内にある場所に限る。）においても、当該特定基地局の開設に努めなければならない。

(新設)

る手続をいう。以下同じ。)により決定することが電波の公平かつ能率的な利用を確保するために有効であると認めるときは、価額競争の実施に関する指針(以下「価額競争実施指針」という。)を定めることができる。

2 価額競争実施指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 価額競争実施指針の対象とする特定高周波数無線局の範囲に関する事項

二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定高周波数無線局に使用させることとする周波数及び当該周波数を使用させることとする区域(以下この号及び次条において「周波数の使用区域」という。)その他の当該周波数の使用に関する事項(次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める事項を含む。)

イ その周波数の全部又は一部を当該特定高周波数無線局以外の無線局が現に使用している場合であつて、当該周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているとき 当該周波数及び当該期限の満了の日

ロ その周波数の全部又は一部を当該周波数の使用区域内において当該特定高周波数無線局以外の無線局が現に使用している場合であつて、当該周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められていないとき 当該周波数及び当該周波数の使用の期限の満了の日

三 当該特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分(その者により既に開設されている無線局が現に使用している周波数の幅の合計その他の事項を勘案して定めるものをいう。)ごとに当該区分に

属する者が開設する当該特定高周波数無線局に使用させることとする周波数の幅の上限に関する事項

#### 四 次に掲げるものその他の価額競争の実施方法

イ 第五条第三項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことその他の価額競争の参加者の資格

ロ 保証金を提供させる場合にあつては、提供すべき保証金の額、保証金の提供の方法及び期限、保証金の返還の手続その他保証金に関する事項

ハ 価額競争において申し出た金銭の額が一定の額以上であることを落札者の要件とする場合にあつては、当該一定の額

ニ 価額競争を入札の方法により実施する場合にあつては、最も高い価額を申し出た参加者が二以上ある場合の落札者の決定方法

ホ 落札金（価額競争における落札者が納付すべき金銭をいう。以下同じ。）の提供の方法及び期限その他落札金に関する事項

五 特定高周波数無線局の開設の期限（一以上の特定高周波数無線局を最初に開設する期限をいう。）

六 次条第十項に規定する認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件

七 前各号に掲げるもののほか、価額競争の実施に必要な事項

3 総務大臣は、価額競争実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

（価額競争の実施及び特定高周波数無線局の開設の認定等）

第二十七条の二十の三 第七項の認定を受けるため価額競争に参加しようとする者は、総務大臣が公示する一月を下らない期間内に、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大

（新設）



<p>臣に提出しなければならない。</p>	<p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人又は団体にあつては、その代表者の氏名</p>	<p>二 開設しようとする特定高周波数無線局の範囲</p>	<p>三 希望する周波数の範囲及び周波数の使用区域</p>	<p>四 その他総務省令で定める事項</p>	<p>2 前項の申請書には、総務省令で定めるところにより、価額競争実施指針に定める価額競争の参加者の資格を有することを証する書面を添付しなければならない。</p>	<p>3 総務大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一 その申請の内容が価額競争実施指針に照らし適切なものであること。</p> <p>二 その申請をした者が価額競争実施指針に定める価額競争の参加者の資格を有すること。</p>	<p>4 総務大臣は、前項の規定による審査の結果に基づいて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を第一項の申請をした者に通知しなければならない。</p> <p>一 その申請の内容が前項各号のいずれにも適合していると認める場合 価額競争に参加することができる旨</p> <p>二 その申請の内容が前項各号のいずれかに適合していないと認める場合 価額競争に参加することができない旨及びその理由</p>	<p>5 前項の規定により価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者は、価額競争実施指針の定めるところにより、保証金を提供しなければならぬ。ただし、価額競争実施指針において保証金の提供を</p>
-----------------------	--	-------------------------------	-------------------------------	------------------------	---	---	---	--

<p>要しないこととした場合は、この限りでない。</p>
<p>6 総務大臣は、前項の規定により保証金を提供した者（同項ただし書に規定する場合にあつては、第四項の規定により価額競争に参加することができ旨の通知を受けた者）を参加者として、価額競争実施指針の定めるところにより、価額競争を実施しなければならない。</p>
<p>7 総務大臣は、前項の規定により実施した価額競争における落札者について、周波数及び周波数の使用区域を指定して、特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定をするものとする。</p>
<p>8 前項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年（前条第二項第二号イ又はロに定める周波数を使用する特定高周波数無線局に係る前項の認定にあつては、二十年）を超えない範囲内において総務省令で定める。</p>
<p>9 総務大臣は、第七項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、同項の規定により指定した周波数及び周波数の使用区域（以下この条及び次条においてそれぞれ「指定周波数」及び「指定区域」という。）その他総務省令で定める事項を公示するものとする。</p>
<p>10 第七項の認定を受けた者（以下「認定特定高周波数無線局開設者」という。）は、価額競争実施指針に定める納付の期限までに落札金を現金をもつて国に納付しなければならない。</p>
<p>11 認定特定高周波数無線局開設者は、第一項第一号又は第四号に掲げる事項に変更（同号に掲げる事項の変更であつて、総務省令で定める軽微なものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。</p>
<p>12 認定特定高周波数無線局開設者は、次の各号のいずれかに該当する</p>

ときは、指定周波数又は指定区域の変更を申請することができる。

一 当該指定周波数又は指定区域の一部に係る特定高周波数無線局を開設せず、又は運用しないこととなつたとき。

二 混信の除去その他特定高周波数無線局の円滑な開設を図るため特に必要があるとき。

13 総務大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために相当であると認めるときは、指定周波数又は指定区域を変更することができる。この場合においては、第九項の規定を準用する。

（特定高周波数無線局の開設の認定の取消し等）

第二十七条の二十四 総務大臣は、認定特定高周波数無線局開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その前条第七項の認定を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、当該認定に係る価額競争実施指針に定める納付の期限までに落札金を納付していないとき。

二 第二十七条の二十四第二項第五号に規定する開設の期限までに特定高周波数無線局を開設しないとき。

三 第二十七条の二十四第二項第六号の条件に違反したと認めるとき。

四 不正な手段により前条第七項の認定を受け、又は同条第十三項の規定による指定周波数若しくは指定区域の変更を行つたとき。

五 認定特定高周波数無線局開設者が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

2 総務大臣は、前項（第五号を除く。）の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定特定高周波数無線局開設者であつた者が受けて

（新設）

いる他の前条第七項の認定、第二十七条の十四第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。

3 認定特定高周波数無線局開設者は、指定周波数及び指定区域（以下この項及び第二十七条の二十の六において「指定周波数等」という。）の全部に係る認定高周波数無線局を開設せず、又は運用しないこととなつたため指定周波数等に係る前条第七項の認定を受けている必要がなくなつたときは、総務大臣に対し、当該認定を取り消すべき旨の申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の規定による申請があつたときは、総務省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申請に係る前条第七項の認定及び当該認定に係る認定高周波数無線局の免許を取り消すものとする。

5 総務大臣は、第一項、第二項又は前項の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書をその認定特定高周波数無線局開設者に送付しなければならない。

（承継に関する規定の準用）

第二十七条の二十の五 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定特定高周波数無線局開設者について準用する。この場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の二十の三第三項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項及び前二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

（認定特定高周波数無線局開設者の免許申請期間の特例）

第二十七条の二十の六 認定特定高周波数無線局開設者が指定周波数等において開設する認定高周波数無線局の免許の申請については、第六

（新設）

（新設）

条第八項の規定は、適用しない。

第二節 無線局の登録

(登録の実施)

第二十七条の二十二 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつたときは、第二十七条の二十四の規定により登録を拒否する場合を除き、当該登録に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該登録に係る登録人(同項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該登録の有効期間中、当該登録人が閲覧することができる状態に置かなければならない。

- 一 前条第二項各号に掲げる事項
- 二 登録の年月日及び登録の番号

(証明書の交付)

第二十七条の二十三 登録人は、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、前条(第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により作成された当該登録人に係る電磁的記録(以下「登録記録」という。)に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

(登録の拒否)

第二十七条の二十四 (略)

2 (略)

(登録の有効期間)

第二十七条の二十五 (略)

第二節 (同上)

(登録の実施)

第二十七条の二十二 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつたときは、次条 の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を第百三条の二第四項第一号に規定する総合無線局管理ファイルに登録しなければ

ならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)

(新設)

(登録の拒否)

第二十七条の二十三 (同上)

2 (同上)

(登録の有効期間)

第二十七条の二十四 (同上)

(登録状)

(削る)

(変更登録等)

第二十七条の二十六 登録人は、第二十七条の二十一第二項第三号

又は第四号に掲げる

事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

3 第二十七条の二十二及び第二十七条の二十四第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十七条の二十二中「第二十七条の二十四」とあるのは「第二十七条の二十四第一項」と、「次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより」とあるのは「登録記録を変更し」と、「その旨及び総務省令で定める事項」とあるのは「その旨」と、「登録人(同項の登録を受けた者をいう。以下同じ。 )に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該登録の有効期間中、当該登録人が閲覧することができる状態に置かなければ」とあるのは「登録人に通知しなければ」と、第二十七条の二十四第一項第二号中「申請書又はその添付書類」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

4 登録人は、第二十七条の二十一第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をし

第二十七条の二十五 総務大臣は、第二十七条の二十一第一項の登録をしたときは、登録状を交付する。

2 前項の登録状には、第二十七条の二十二各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(変更登録等)

第二十七条の二十六 登録人(第二十七条の二十一第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。 )は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (同上)

3 第二十七条の二十二及び第二十七条の二十三第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十七条の二十二中「次条」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十七条の二十三第一項

申請書又はその添付書類」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

4 登録人は、第二十七条の二十一第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をし

たときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(承継)

第二十七条の二十七 登録人が登録局をその用に供する事業の全部を譲渡し、又は登録人について相続、合併若しくは分割（登録局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、登録局をその用に供する事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により登録局をその用に供する事業の全部を承継した法人は、その登録人の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第二十七条の二十四第二項第一号又は第三号に該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(登録記録の変更)

第二十七条の二十八 総務大臣は、第二十七条の二十六第四項、前条第二項（第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十七条の三十三第四項の規定による届出があつたときは、登録記録を変更し、当該登録記録に係る登録人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(登録の失効の記録)

第二十七条の三十 総務大臣は、第二十七条の十六第七項、第二十七条の二十四第二項、第七十六条第六項から第八項まで若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消したとき、第二十七条の二

たときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(承継)

第二十七条の二十七 登録人が登録局をその用に供する事業の全部を譲渡し、又は登録人について相続、合併若しくは分割（登録局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、登録局をその用に供する事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により登録局をその用に供する事業の全部を承継した法人は、その登録人の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第二十七条の二十三第二項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 (同上)

(登録状の訂正)

第二十七条の二十八 登録人は、登録状に記載した事項に変更を生じたときは、その登録状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

(登録の抹消)

第二十七条の三十 総務大臣は、第二十七条の十六第七項、第二十七条の二十六第六項から第八項まで若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消したとき、第二十七条の二

十一第一項の登録の有効期間が満了したこと又は前条第一項の規定による届出があつたことにより第二十七条の二十一第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録に係る登録記録にその旨を記録しなければならぬ。

第二十七条の三十一 削除

(包括登録人に関する変更登録等)

第二十七条の三十三 (略)

2 (略)

3 第二十七条の二十二及び第二十七条の二十四第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十七条の二十二中「第二十七条の二十四」とあるのは「第二十七条の二十四第一項」と、「次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより」とあるのは「登録記録を変更し」と、「その旨及び総務省令で定める事項」とあるのは「その旨」と、「登録人(同項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該登録の有効期間中、当該登録人が閲覧することができる状態に置かなければ」とあるのは「登録人に通知しなければ」と、第二十七条の二十四第一項第一号中「の設置場所」とあるのは「を設置しようとする区域(移動する無線局に

十一第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は前条第二項の規定により第二十七条の二十一第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならぬ。

(登録状の返納)

第二十七条の三十一 第二十七条の十六第七項、第七十六条第六項から第八項まで若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消されたとき、第二十七条の二十一第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は第二十七条の二十九第二項の規定により第二十七条の二十一第一項の登録がその効力を失つたときは、登録人であつた者は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならない。

(包括登録人に関する変更登録等)

第二十七条の三十三 (同上)

2 (同上)

3 第二十七条の二十二及び第二十七条の二十三第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十七条の二十二中「次条」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十七条の二十三第一項  
中「の設置場所」とあるのは「を設置しようとする区域(移動する無線局に



あつては、移動範囲」と、「である」とあるのは「の区域を含む」と、同項第二号中「申請書又はその添付書類」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

4 包括登録人は、前条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(包括登録人に関する適用除外等)

第二十七条の三十七 (略)

2 第二十七条の三十二第一項の規定による登録に関する第二十七条の二十二、第二十七条の二十四、第二十七条の二十七及び第二十七条の三十の規定の適用

については、第二十七条の二十二中「前条第一項の」とあるのは「第二十七条の三十二第一項の規定による」と、「第二十七条の二十四」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する第二十七条の二十四」と、「同項」とあるのは「前条第一項」と、同条第一号中「前条第二項各号」とあるのは「第二十七条の三十二第二項各号」と、第二十七条の二十四第一項中「第二十七条の二十一第一項の登録」とあるのは「第二十七条の三十二第一項の規定による登録」と、同項第一号中「の設置場所」とあるのは「を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲）」と、「である」とあるのは「の区域を含む」と、同条第二項中「第二十七条の二十一第一項の登録」とあるのは「第二十七条の三十二第一項の規定による登録」と、第二十七条の

あつては、移動範囲」と、「である」とあるのは「の区域を含む」と、同項第二号中「申請書又はその添付書類」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

4 包括登録人は、前条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(包括登録人に関する適用除外等)

第二十七条の三十七 (同上)

2 第二十七条の三十二第一項の規定による登録に関する第二十七条の二十二、第二十七条の二十三、第二十七条の二十五第二項、第二十七条の二十七、第二十七条の三十及び第二十七条の三十一の規定の適用については、第二十七条の二十二中「前条第一項の」とあるのは「第二十七条の三十二第一項の規定による」と、「次条」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する次条」と、

「前条第二項各号」とあるのは「第二十七条の三十二第二項各号」と、第二十七条の二十三中「第二十七条の二十一第一項の登録」とあるのは「第二十七条の三十二第一項の規定による登録」と、同条第一項第一号中「の設置場所」とあるのは「を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲）」と、「である」とあるのは「の区域を含む」と、第二十七条の二十五第二項中「第二十七条の二十二各号」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する第二十七条の二十二各号」と、第二十七条の

二十七第一項ただし書中「第二十七条の二十四第二項第一号又は第三号」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する第二十七条の二十四第二項第一号又は第三号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する前項」と、第二十七条の三十中「前条第一項の規定による届出があつたこと」とあるのは「第二十七

二十七条の三十二第一項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る全ての無線局を廃止したこと」とする。

### 第三節 無線局の開設に関するあつせん等

(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)

#### 第二十七条の三十八 (略)

2 認定特定基地局開設者が、認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等に対し、当該認定計画に係る終了促進措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第四項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

#### 3 6 (略)

### 第三章 無線設備

(義務船舶局等の無線設備の機器)

第三十三条 義務船舶局等の無線設備には、総務省令で定める船舶及び航行区域の区分に応じて、送信設備及び受信設備の機器、遭難自動通報設備の機器、船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器その他の総務省令で定める機器を備えなければならない。

(義務船舶局等の無線設備の条件)

二十七第一項中「第二十七条の二十三第二項各号」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する第二十七条の二十三第二項各号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する前項」と、第二十七条の三十中「前条第二項」とあり、及び第二十七条の三十一中「第二十七条の二十九第二項」とあるのは「第二十七条の三十六」とする。

### 第三節 (同上)

(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)

#### 第二十七条の三十八 (同上)

2 認定開設者が、認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等に対し、当該認定計画に係る終了促進措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第四項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

#### 3 6 (同上)

### 第三章 (同上)

(義務船舶局等の無線設備の機器)

第三十三条 義務船舶局等の無線設備には、総務省令で定める船舶及び航行区域の区分に応じて、送信設備及び受信設備の機器、遭難自動通報設備の機器、船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器その他の総務省令で定める機器を備えなければならない。

(義務船舶局等の無線設備の条件)

第三十四条 義務船舶局等

の無線設備は

、次の各号に掲げる要件に適合する場所に設けなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。

一 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。

二 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるように、その場所が義務船舶局等のある船舶において可能な範囲で高い位置にあること。

三 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある水、温度その他の環境の影響を受けない場所であること。

第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等

第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証

(登録の基準)

第三十八条の三 (略)

2 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、前条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十二第三項」とあるのは「第三十八条の十七第一項又は第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

(登録の更新)

第三十八条の四 (略)

2 第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二の二第二項及び

第三十四条 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令

で定める船舶地球局（以下「義務船舶局等」という。）の無線設備は

、次の各号に掲げる要件に適合する場所に設けなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。

一 (同上)

二 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるように、その場所が当該船舶において可能な範囲で高い位置にあること。

三 (同上)

第三章の二 (同上)

第一節 (同上)

(登録の基準)

第三十八条の三 (同上)

2 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、前条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の十七第一項又は第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

(登録の更新)

第三十八条の四 (同上)

2 第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二の二第二項及び

第三項並びに前条第一項の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十二第三項」とあるのは「第三十八条の十七第一項又は第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録

の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六条第二十一号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(準用)

第三十八条の十九 第二十四条の四第一項及び第二十四条の十一の規定は、登録証明機関の登録について準用する。この場合において、同項中「受けた者（以下「登録検査等事業者」という。）」とあるのは「受けた者」と、「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録証明機関登録ファイル」と、同項第二号中「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」とあるのは「第三十八条の二の

第三項並びに前条第一項の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の十七第一項又は第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六条第二十三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (同上)

(準用)

第三十八条の十九 第二十四条の三及び第二十四条の十一の規定は、登録証明機関の登録について準用する。この場合において、第二十四条の三中「受けた者（以下「登録検査等事業者」という。）」とあるのは「受けた者」と、「登録検査等事業者登録簿」とあるのは「登録証明機関登録簿」と、同項第二号中「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」とあるのは「第三十八条の二の

二第二項第一号から第三号まで」と、第二十四条の十一中「第二十四条の三第一項」とあるのは「第三十八条の四第一項」と、「第二十四条の九第一項の規定による届出があつたこと」とあるのは「登録証明機関が技術基準適合証明の業務の全部を廃止したこと」と、「前条」とあるのは「第三十八条の十七第一項若しくは第二項」と、「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録証明機関登録ファイル」と読み替えるものとする。

(承認証明機関)

第三十八条の三十一 (略)

2・3 (略)

4 第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二の二第二項及び第三項、第三十八条の三第一項並びに第三十八条の五第一項の規定は総務大臣が行う第一項の規定による承認について、同条第二項及び第三項、第三十八条の六第一項、第二項及び第四項前段、第三十八条の七第一項、第三十八条の八、第三十八条の十、第三十八条の十二から第三十八条の十五まで並びに第三十八条の二十三の規定は承認証明機関について、第三十八条の六第三項及び第四項後段並びに第三十八条の二十から第三十八条の二十二までの規定は承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十二第三項」とあるのは「第三十八条の三十二第一項又は第二項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二の二第二項及び第三項、第三十八条の三第一項並びに第三十八条の三十一第一項」と、第三十八条の三第一項中「登録申請者」とあるのは「承認申請者」と、「適合しているときは」とあるのは「適合しているときでなけ

二第二項第一号から第三号まで」と、第二十四条の十一中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第三十八条の四第一項若しくは第三十八条の十六第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八条の十七第一項若しくは第二項」と

読み替えるものとする。

(承認証明機関)

第三十八条の三十一 (同上)

2・3 (同上)

4 第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二の二第二項及び第三項、第三十八条の三第一項並びに第三十八条の五第一項の規定は総務大臣が行う第一項の規定による承認について、同条第二項及び第三項、第三十八条の六第一項、第二項及び第四項前段、第三十八条の七第一項、第三十八条の八、第三十八条の十、第三十八条の十二から第三十八条の十五まで並びに第三十八条の二十三の規定は承認証明機関について、第三十八条の六第三項及び第四項後段並びに第三十八条の二十から第三十八条の二十二までの規定は承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の三十二第一項又は第二項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二の二第二項及び第三項、第三十八条の三第一項並びに第三十八条の三十一第一項」と、第三十八条の三第一項中「登録申請者」とあるのは「承認申請者」と、「適合しているときは」とあるのは「適合しているときでなけ

れば」と、「しなければならぬ」とあるのは「してはならない」と、同項第三号イ中「会社法」とあるのは「外国における会社法」と、「親法人を」とあるのは「親法人に相当するものを」と、第三十八条の五第一項中「同項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）」と

あるのは「承認証明機関」と、同条第三項、第三十八条の六第一項及び第二項、第三十八条の七第一項、第三十八条の八第一項並びに第三十八条の十  
中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の十三

中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八条の十四第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、同条第二項及び第三項

中「命令」とあるのは「請求」と、第三十八条の十五第一項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の二十一第一項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第二項及び第三項中「命令」とあるのは「請求」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第二項中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

第三節 登録修理業者

(登録の基準)

第三十八条の四十 (略)

2 第二十四条の二第五項（第一号を除く。）及び第六項の規定は、前条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四条の

れば」と、「しなければならぬ」とあるのは「してはならない」と、同項第三号イ中「会社法」とあるのは「外国における会社法」と、「親法人を」とあるのは「親法人に相当するものを」と、第三十八条の五第一項中「同項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）」とあり、及び第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関」と

あるのは「承認証明機関」と、第三十八条の六第一項及び第二項、第三十八条の七第一項、第三十八条の八第一項、第三十八条の十並びに第三十八条の十五第一項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の十三、第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十二第一項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八条の十四第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、同条第二項及び第三項、第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」と

読み替えるものとする。

5・6 (同上)

第三節 登録修理業者

(登録の基準)

第三十八条の四十 (同上)

2 第二十四条の二第五項（第一号を除く。）及び第六項の規定は、前条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四条の

二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十二第三項」とあるのは「第三十八条の四十七」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとする。

(登録ファイル)

第三十八条の四十一 総務大臣は、第三十八条の三十九第一項の登録を受けた者（以下「登録修理業者」という。）について、次に掲げる事項を登録修理業者登録ファイルに記録しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 第三十八条の三十九第二項各号に掲げる事項

(変更登録等)

第三十八条の四十二 (略)

2 (略)

3 第二十四条の二第五項（第一号を除く。）及び第六項、第三十八条の三十九第三項並びに第三十八条の四十第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十二第三項」とあるのは「第三十八条の四十七」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとする。

4 (略)

(準用)

第三十八条の四十八 第二十四条の十一の規定は登録修理業者の登録に

二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の四十七」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとする。

(登録簿)

第三十八条の四十一 総務大臣は、第三十八条の三十九第一項の登録を受けた者（以下「登録修理業者」という。）について、登録修理業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)

(変更登録等)

第三十八条の四十二 (同上)

2 (同上)

3 第二十四条の二第五項（第一号を除く。）及び第六項、第三十八条の三十九第三項並びに第三十八条の四十第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の四十七」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとする。

4 (同上)

(準用)

第三十八条の四十八 第二十四条の十一の規定は登録修理業者の登録に

ついて、第三十八条の二十及び第三十八条の二十一の規定は登録修理業者及び特別特定無線設備について準用する。この場合において、第二十四条の十一中「第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過したこと、第二十四条の九第一項」とあるのは「第三十八条の四十六第一項」と、「前条」とあるのは「第三十八条の四十七」と、「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録修理業者登録ファイル」と、第三十八条の二十第一項中「当該技術基準適合証明に」とあるのは「当該登録修理業者が修理したその登録に」と読み替えるものとする。

#### 第四章 無線従事者

##### (遭難通信責任者の配置等)

第五十条 旅客船又は総トン数三百トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものの義務船舶局等には、遭難通信責任者（その船舶における第五十二条第一号から第三号までに掲げる通信に関する事項を統括管理する者をいう。）として、総務省令で定める無線従事者であつて、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならぬ。

2 総務大臣は、前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、総務省令により、無線局に配置すべき無線従事者の資格（主任無線従事者及び船舶局無線従事者証明に係るものを含む。）ごとの員数を定めることができる。

#### 第五章 運用

##### 第一節 通則

##### (目的外使用の禁止等)

第五十二条 無線局は、免許記録に記録されている目的又は通信の相手

ついて、第三十八条の二十及び第三十八条の二十一の規定は登録修理業者及び特別特定無線設備について準用する。この場合において、第二十四条の十一中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第三十八条の四十七」と「第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八条の四十七」と

、第三十八条の二十第一項中「当該技術基準適合証明に」とあるのは「当該登録修理業者が修理したその登録に」と読み替えるものとする。

#### 第四章 (同上)

##### (遭難通信責任者の配置等)

第五十条 旅客船又は総トン数三百トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものの義務船舶局等には、遭難通信責任者（その船舶における第五十二条第一号から第三号までに掲げる通信に関する事項を統括管理する者をいう。）として、総務省令で定める無線従事者であつて、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならぬ。

2 (同上)

#### 第五章 (同上)

##### 第一節 (同上)

##### (目的外使用の禁止等)

第五十二条 無線局は、免許状に記載された 目的又は通信の相手



方若しくは通信事項（特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

一〇六（略）

第五十三条 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許記録又は登録記録

（次条第一号及び第百三条の二第四項第二号において「免許記録等」という。）に記録されているところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

第五十四条 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- 一 免許記録等に記録されているものの範囲内であること。
- 二 通信を行うため必要最小のものであること。

第五十五条 無線局は、免許記録に記録されている運用許容時間内でないければ、運用してはならない。ただし、第五十二条各号に掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

#### 第四節 無線局の運用の特例

（登録人以外の者による登録局の運用）

第七十条の九 登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の者による運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当該登録局の登録が効力を有する間、当該登録局を自己以外の者に運用させることができる。ただし、登録人以外の者が第二十七条の二十四

方若しくは通信事項（特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

一〇六（同上）

第五十三条 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状又は第二十七条の二十五第一項の登録状（次条第一号及び第百三条の二第四項第二号において「免許状等」という。）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

第五十四条 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- 一 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
- 二（同上）

第五十五条 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でないければ、運用してはならない。ただし、第五十二条各号に掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

#### 第四節（同上）

（登録人以外の者による登録局の運用）

第七十条の九 登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の者による運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当該登録局の登録が効力を有する間、当該登録局を自己以外の者に運用させることができる。ただし、登録人以外の者が第二十七条の二十三

第二項第一号又は第三号に該当するときは、この限りでない。

254 (略)

#### 第六章 監督

(特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務)

第七十一条の二 総務大臣は、次の各号に掲げる要件に該当する周波数割当計画又は基幹放送用周波数使用計画（以下「周波数割当計画等」という。）の変更を行う場合において、電波の適正な利用の確保を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内で、当該各号に定める

とする免許人その他の無線設備の設置者に対して、当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助（以下「特定周波数変更対策業務」という。）を行うことができる。

一 次のイからハまでのいずれにも該当すること、ハに規定する周波数若しくは空中線電力の変更又は代替有線設備への変更に係る無線設備の変更の工事

イ 特定の無線局区分（無線通信の態様、無線局の目的及び無線設備についての第三章に定める技術基準を基準として総務省令で定める無線局の区分をいう。以下同じ。）の周波数の使用に関する条件として周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えない範囲内で周波数の使用の期限を定めるとともに、当該無線局区分（以下この号において「旧割当区分」という。）に割り当てることが可能である周波数（以下この号において「割当変更周波数」という。）を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当てることとするものであること。

第二項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

254 (同上)

#### 第六章 (同上)

(特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務)

第七十一条の二 総務大臣は、次に掲げる要件に該当する周波数割当計画又は基幹放送用周波数使用計画（以下「周波数割当計画等」という。）の変更を行う場合において、電波の適正な利用の確保を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内で、第三号に規定する周波数又は空中線電力の変更に係る無線設備の変更の工事をしようとする免許人その他の無線設備の設置者に対して、当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助（以下「特定周波数変更対策業務」という。）を行うことができる。

一 特定の無線局区分（無線通信の態様、無線局の目的及び無線設備についての第三章に定める技術基準を基準として総務省令で定める無線局の区分をいう。以下同じ。）の周波数の使用に関する条件として周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えない範囲内で周波数の使用の期限を定めるとともに、当該無線局区分（以下この条において「旧割当区分」という。）に割り当てることが可能である周波数（以下この条において「割当変更周波数」という。）を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当てることとするものであること。

二 割当変更周波数の割当てを受けることができる無線局区分のうち旧割当区分以外のもの（次号において「新割当区分」という。）に旧割当区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同一である無線局

ロ 割当変更周波数の割当てを受けることができる無線局区分のうち旧割当区分以外のもの（ハにおいて「新割当区分」という。）に旧割当区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同一である無線局区分（以下このロにおいて「同一目的区分」という。）があるときは、割当変更周波数に占める同一目的区分に割り当てることが可能である周波数の割合が、四分の三以下であること。

ハ 新割当区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもの（以下このハ及び第百三条の二第九項において「第一号新規開設局」という。）の免許の申請に対して、当該周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して五年以内に割当変更周波数を割り当てることを可能とするものであること。この場合において、当該周波数割当計画等の変更の公示の際に割当変更周波数の割当てを受けている特定の無線局区分の無線局（以下「第一号既開設局」という。）が第一号新規開設局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、あらかじめ、第一号既開設局の周波数若しくは空中線電力の変更（第一号既開設局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内の変更に限る）、周波数の変更にあつては割当変更周波数の範囲内の変更に限る。）又は第一号既開設局の無線設備の代替有線設備（無線設備の機能を有線通信により代替する設備をいう。次号において同じ。）への変更をすることが可能なものであること。

二 次のイ及びロのいずれにも該当すること。ロに規定する共同利用促進設備又は代替有線設備への変更に係る無線設備の変更の工事  
イ 特定の無線局区分の周波数の使用に関する条件として周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えない範囲内で

区分（以下この号において「同一目的区分」という。）があるときは、割当変更周波数に占める同一目的区分に割り当てることが可能である周波数の割合が、四分の三以下であること。

三 新割当区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもの（以下「特定新規開設局」という。）の免許の申請に対して、当該周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して五年以内に割当変更周波数を割り当てることを可能とするものであること。この場合において、当該周波数割当計画等の変更の公示の際に割当変更周波数の割当てを受けている旧割当区分の無線局（以下「既開設局」という。）が特定新規開設局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、あらかじめ、既開設局の周波数又は空中線電力の変更（既開設局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内の変更に限る）、周波数の変更にあつては割当変更周波数の範囲内の変更に限る。）をすることが可能なものであること。

共同利用促進設備（周波数の共同利用を促進する技術を用いた無線設備をいう。以下同じ。）以外の無線設備の使用の期限を定めるとともに、当該無線局区分に割り当てること可能な周波数（ロにおいて「共同利用周波数」という。）を非同一目的区分（当該無線局区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同一である無線局区分以外の無線局区分をいう。ロにおいて同じ。）にも割り当てることとするものであること。

ロ 非同一目的区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもの（以下このロにおいて「第二号新規開設局」という。）の免許の申請に対して、当該周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して五年以内に共同利用周波数を割り当てることを可能とするものであること。この場合において、当該周波数割当計画等の変更の公示の際現に共同利用周波数の割当てを受けている特定の無線局区分の無線局（以下このロ及び第七十一条の四第一項において「第二号既開設局」という。）が第二号新規開設局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、あらかじめ、第二号既開設局の無線設備の共同利用促進設備又は代替有線設備への変更をすることが可能なものであること。

2 (略)

(登録周波数終了対策機関)

第七十一条の三の二 (略)

2 4 (略)

5 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、第一項の登録について準用する。この場合において、同条第五項第二号中「第二十四条の十

2 (同上)

(登録周波数終了対策機関)

第七十一条の三の二 (同上)

2 4 (同上)

5 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、第一項の登録について準用する。この場合において、同条第五項第二号中「第二十四条の十

<p>第二十四条の七 第一項</p>	<p>第二十四条の二第 四項各号（無線設 備等の点検の事業 のみを行う者にあ</p>	<p>第七十一条の三の二第四項 各号</p>
------------------------	--	----------------------------

又は第二十四条の十二第三項」とあるのは「第七十一条の三の二第十一項において準用する第三十八条の十七第一項又は第二項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項並びに第七十一条の三の二第一項から第四項まで及び第六項」と読み替えるものとする。

6 第一項の登録は、次に掲げる事項を登録周波数終了対策機関登録ファイルに記録してするものとする。

一 登録の年月日及び登録の番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が特定周波数終了対策業務を行う事務所の名称及び所在地

7 5 10 (略)

11 第二十四条の七第一項、第二十四条の十一、第三十八条の五、第三十八条の九、第三十八条の十一、第三十八条の十二、第三十八条の十五、第三十八条の十七、第三十八条の十八、第三十九条の五、第三十九条の十、第四十七条の三並びに前条第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定は、登録周波数終了対策機関について準用する。この場合において、これらの規定中「技術基準適合証明の業務」とあるのは「特定周波数終了対策業務」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第二十四条の七 第一項</p>	<p>第二十四条の二第 四項各号（無線設 備等の点検の事業 のみを行う者にあ</p>	<p>第七十一条の三の二第四項 各号</p>
------------------------	--	----------------------------

又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第七十一条の三の二第十一項において準用する第三十八条の十七第一項又は第二項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項並びに第七十一条の三の二第一項から第四項まで及び第六項」と読み替えるものとする。

6 第一項の登録は、登録周波数終了対策機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

7 5 10 (同上)

11 第二十四条の七第一項、第二十四条の十一、第三十八条の五、第三十八条の九、第三十八条の十一、第三十八条の十二、第三十八条の十五、第三十八条の十七、第三十八条の十八、第三十九条の五、第三十九条の十、第四十七条の三並びに前条第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定は、登録周波数終了対策機関について準用する。この場合において、

、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第三十八條の五 第一項</p>			<p>第二十四條の十 一</p>
<p>登録証明機関」と 受けた者（以下「 二第一項</p>	<p>第三十八條の二の 二第一項</p>	<p>登録検査等事業者 登録ファイル</p>	<p>つては、第一号、 第二号又は第四号 ） 第二十四條の三第 一項の政令で定め る期間を経過した こと、第二十四條 の九第一項の規定 による届出があつ たこと 前条 第二十四條の二第 一項</p>
<p>受けた者</p>	<p>第七十一條の三の二第二項</p>	<p>登録周波数終了対策機関登 録ファイル</p>	<p>第七十一條の三の二第七項 の政令で定める期間を経過 したこと、第三十九條の十 第一項の規定により登録周 波数終了対策機関が特定周 波数終了対策業務の全部を 廃止したこと 第三十八條の十七第一項若 しくは第二項 第七十一條の三の二第一項</p>

<p>第三十八條の五 第一項</p>			<p>第二十四條の十 一</p>
<p>登録証明機関」と 受けた者（以下「 二第一項</p>	<p>第三十八條の二の 二第一項</p>	<p>前条</p>	<p>つては、第一号、 第二号又は第四号 ） 第二十四條の二の 二第一項若しくは 第二十四條の九第 二項 失つたとき</p>
<p>受けた者</p>	<p>第七十一條の三の二第二項 第二項</p>	<p>第七十一條の三の二第十一 項において準用する第三十 八條の十七第一項若しくは 全部を廃止したとき</p>	<p>第七十一條の三の二第七項 失つたとき、同条第十一項 において準用する第三十九 條の十第一項の規定により 登録周波数終了対策機関が 特定周波数終了対策業務の 全部を廃止したとき</p>

第三十八条の五 第二項	第三十八条の二の 第二項第一号又 は第三号	第七十一条の三の二第六項 第二号又は第三号	登録に係る事業の 区分、 登録に係る	いう。)
第三十八条の九	役員又は証明員	役員又は別表第五に掲げる 条件に適合する知識経験を 有する者		
第三十八条の十 第一二項	特定無線設備を取 り扱うことを業と 係る給付金の支給の申請を	特定周波数終了対策業務に 係る給付金の支給の申請を		

第三十八条の五 第二項	第三十八条の二の 第二項第一号又 は第三号	第七十一条の三の二第六項 第二号又は第三号	事業の区分、技術 基準適合証明の業 務 技術基準適合証明 の業務	いう。)
第三十八条の九 第三項、第三十 八条の十五第一 項、第三十八条 の十七第二項各 号列記以外の部 分及び第三項並 びに第三十八条 の十八第二項及 び第三項	役員又は証明員 の業務	役員又は別表第五に掲げる 条件に適合する知識経験を 有する者 特定周波数終了対策業務		
第三十八条の十 第一二項	特定無線設備を取 り扱うことを業と 係る給付金の支給の申請を	特定周波数終了対策業務に 係る給付金の支給の申請を		

第三十八条の十 二	技術基準適合証明	した免許人
第三十八条の十 七第一項	第三十八条の三第 二項	第七十一条の三の二第五項
第三十八条の十 七第二項第一号	この節	第三十 八条の五第二項、第三十八 条の九、第三十八条の十一 第一項、第三十八条の十二 、第三十九条の五第一項、 第三十九条の十第一項又は 第七十一条の三第五項若し くは第八項
第三十八条の十 七第二項第二号	第三十八条の十三 第一項又は第二項	第二十四条の七第一項、第 三十九条の五第二項又は第 七十一条の三の二第十項
第三十八条の十 七第二項第三号	第三十八条の二の 二第一項	第七十一条の三の二第一項
第三十八条の十 八第一項	総務大臣は、第三 十八条の二の二第 一項の登録を受け	総務大臣は、

第三十八条の十 二	技術基準適合証明	した免許人
第三十八条の十 七第一項	第三十八条の三第 二項	第七十一条の三の二第五項
第三十八条の十 七第二項第一号	この節	第七十一条の三の二第十一 項において準用する第三十 八条の五第二項、第三十八 条の九、第三十八条の十一 第一項、第三十八条の十二 、第三十九条の五第一項、 第三十九条の十第一項又は 第七十一条の三第五項若し くは第八項
第三十八条の十 七第二項第二号	第三十八条の十三 第一項又は第二項	第七十一条の三の二第十項 又は同条第十一項において 準用する第二十四条の七第 一項若しくは第三十九条の 五第二項
第三十八条の十 七第二項第三号	第三十八条の二の 二第一項	第七十一条の三の二第一項
第三十八条の十 八第一項	総務大臣は、第三 十八条の二の二第 一項の登録を受け	総務大臣は、



前条第五項、第六項、第八項及び第九項	特定周波数変更対策業務	特定周波数終了対策業務	前条第四項	第一項	次条第一項	試験事務	特定周波数終了対策業務	試験事務	特定周波数終了対策業務	第四十七条の三第二項	試験事務	特定周波数終了対策業務	職員(試験員を含む。次項において同じ。)	職員	第三十九条の五及び第三十九条の十第一項	講習の業務	特定周波数終了対策業務	場合若しくは	場合又は	第三十八条の十六第一項	第三十九条の十第一項	者がいないとき又は
			前条第五項、第六項、第八項及び第九項	特定周波数変更対策業務	特定周波数終了対策業務																	

第七十一条の四 特定周波数変更対策業務に係る給付金の交付の決定を  
(給付金の交付の決定を受けた免許人等の義務等)

前条第五項、第六項、第八項及び第九項	特定周波数変更対策業務	特定周波数終了対策業務	前条第四項	第一項	次条第一項	試験事務	特定周波数終了対策業務	試験事務	特定周波数終了対策業務	第四十七条の三第二項	試験事務	特定周波数終了対策業務	職員(試験員を含む。次項において同じ。)	職員	第三十九条の五及び第三十九条の十第一項	講習の業務	特定周波数終了対策業務	技術基準適合証明の業務	特定周波数終了対策業務	第三十八条の十六第一項	第七十一条の三の二第十項において準用する第三十九条の十第一項	者がいないとき又は
			前条第五項、第六項、第八項及び第九項	特定周波数変更対策業務	特定周波数終了対策業務																	

第七十一条の四 特定周波数変更対策業務に係る給付金の交付の決定を  
(給付金の交付の決定を受けた免許人等の義務等)

<p>受けた免許人（共同利用促進設備への変更に係る無線設備の変更の工事に要する費用に充てるための給付金の交付の決定を受けた第二号既開設局の免許人を除く。）は、遅滞なく、周波数若しくは空中線電力の指定の変更を申請し、又は無線局を廃止しなければならない。</p>	<p>2 特定周波数終了対策業務に係る給付金の交付の決定を受けた免許人等は、遅滞なく、周波数の指定の変更（登録人にあつては、周波数の変更登録）を申請し、又は無線局を廃止しなければならない。</p>	<p>3 前三条の規定は、総務大臣が、第七十一条第一項の規定に基づき第一号既開設局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更すること、又は第七十六条の三第一項の規定に基づき第七十一条の二第二項の旧割当期限に係る周波数の電波を使用している無線局の周波数の指定を変更し、当該周波数の電波を使用している登録局の周波数の指定を変更し、若しくは当該周波数の電波を使用している無線局の免許等を取り消すことを妨げるものではない。</p> <p>（検査）</p>	<p>第七十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の検査は、当該無線局の免許人から、同項の規定により総務大臣が通知した期日の一箇月前までに、当該無線局の無線設備等について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十二第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その一部を省略することができる。</p> <p>5～7（略）</p> <p>第七十六条（略）</p>
---	--	---	--

<p>受けた免許人</p>	<p>は、遅滞なく、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請しなければならない。</p>	<p>2 特定周波数終了対策業務に係る給付金の交付の決定を受けた免許人等は、遅滞なく、周波数の指定の変更（登録人にあつては、周波数の変更登録）を申請し、又は無線局を廃止しなければならない。</p> <p>3 前三条の規定は、総務大臣が、第七十一条第一項の規定に基づき既開設局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更すること、又は第七十六条の三第一項の規定に基づき第七十一条の二第二項の旧割当期限に係る周波数の電波を使用している無線局の周波数の指定を変更し、当該周波数の電波を使用している登録局の周波数の指定を変更し、若しくは当該周波数の電波を使用している無線局の免許等を取り消すことを妨げるものではない。</p> <p>（検査）</p>	<p>第七十三条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 第一項の検査は、当該無線局の免許人から、同項の規定により総務大臣が通知した期日の一箇月前までに、当該無線局の無線設備等について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その一部を省略することができる。</p> <p>5～7（同上）</p> <p>第七十六条（同上）</p>
---------------	---	---	--

256 (略)

7 総務大臣は、前三項の規定によるほか、電気通信業務を行うことを目的とする無線局の免許人等が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許等を取り消すことができる。

一 電気通信事業法第十二条第一項の規定により同法第九条の登録を拒否されたとき。

二 電気通信事業法第十三条第四項において準用する同法第十二条第一項の規定により同法第十三条第一項の変更登録を拒否されたとき（当該変更登録が無線局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。）。

三 電気通信事業法第十五条の規定により同法第九条の登録を抹消されたとき。

8 総務大臣は、第四項（第四号を除く。）及び第五項（第五号を除く。）の規定により免許の取消しをしたとき、並びに第六項（第三号を除く。）の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は第二十七条の十四第一項の認定、第二十七条の二十の三第七項の認定若しくは無線設備等保守規程の認定を取り消すことができる。

第七十六条の三 総務大臣は、第七十一条第一項の規定により周波数の指定を変更し、又は周波数の変更を命ずる場合のほか、有効利用評価の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無線局区分に割り当てることが可能な周波数の一部若しくは全部について周波数の使用の期限を定めたとき、又は開設指針若しくは価額競争実施指針において第二十七条の十二第三項第二号若しくは第二十七条の二十の二第二項第二号に規定する周波数の使用の期限を定めたときは、当該期限

256 (同上)

7 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

8 総務大臣は、第四項（第四号を除く。）及び第五項（第五号を除く。）の規定により免許の取消しをしたとき、並びに第六項（第三号を除く。）の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は開設計画  
若しくは無線設備等保守規程の認定を取り消すことができる。

第七十六条の三 総務大臣は、第七十一条第一項の規定により周波数の指定を変更し、又は周波数の変更を命ずる場合のほか、有効利用評価の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無線局区分に割り当てることが可能な周波数の一部若しくは全部について周波数の使用の期限を定めたとき、又は開設指針  
において第二十七条の十二第三項第二号  
に規定する周波数の使用の期限を定めたときは、当該期限

の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局（登録局を除く。）の周波数の指定を変更し、当該周波数の電波を使用している登録局の周波数の変更を命じ、又は当該周波数の電波を使用している無線局の免許等を取り消すことができる。

2・3 (略)

第七章の二 電波監理審議会

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、同項第五号（通信の最大距離）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第八号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（第六条第二項第六号に掲げる事項の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第二項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十

の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局（登録局を除く。）の周波数の指定を変更し、当該周波数の電波を使用している登録局の周波数の変更を命じ、又は当該周波数の電波を使用している無線局の免許等を取り消すことができる。

2・3 (同上)

第七章の二 (同上)

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、同項第五号（通信の最大距離）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第八号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（第六条第二項第六号に掲げる事項の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第二項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十

七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第二十七条の二十の三第八項（特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間）、第二十七条の二十の四第四項（特定高周波数無線局の開設の認定の取消しに係る特別の事情）

、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十五（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局等の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第二項（特定無線設備）、第三十八条の三第一項第二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及

七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）

、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十四（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局等の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第二項（特定無線設備）、第三十八条の三第一項第二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及

び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号から第四号まで（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十五条第二項第三号（無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項）、第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第百条第一項第二号（高周波利用設備）、第百二条の十一第四項（適正な運用の確保が必要な無線局）、第百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第百二条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務

び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号から第四号まで（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十五条第二項第三号（無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項）、第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第百条第一項第二号（高周波利用設備）、第百二条の十一第四項（適正な運用の確保が必要な無線局）、第百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第百二条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務

の実施)、第百二条の十九第一項(相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。)(国の機関等による申請等の特例)並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令の制定又は改廃

二 第六条第八項第五号の規定により公示する区域の決定又は変更、第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画(同条第二項第四号に係る部分を除く。)の作成又は変更、第二十七条の十二第一項の開設指針の制定又は変更、第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定の要否の決定、第二十七条の二十の二第一項の価額競争実施指針の制定又は変更及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三 第二十七条の十六第六項若しくは第七項の規定による第二十七条の十四第一項の認定の取消し、第二十七条の十六第七項の規定による第二十七条の二十の三第七項の認定若しくは無線局の免許等の取消し、第二十七条の二十の四第一項若しくは第二項の規定による第二十七条の二十の三第七項の認定の取消し、第二十七条の二十の四第二項の規定による第二十七条の十四第一項の認定若しくは無線局の免許等の取消し、第三十九条の十一第二項(第四十七条の五、第七十一条の三第十一項、第百二条の十七第五項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。)(の規定による指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター若しくは指定較正機関の指定の取消し、第四十七条の二第三項(第七十一条の三第十一項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。)(の規定による指定試験機関若しくは指定周波数変更対策機関

の実施)

並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令の制定又は改廃

二 第七条第三項

又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画(同条第二項第四号に係る部分を除く。)の作成又は変更、第二十七条の十二第一項の開設指針の制定又は変更、第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定の要否の決定

及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三 第二十七条の十六第六項若しくは第七項の規定による開設計画の認定の取消し、同項の規定による無線局の免許等の取消し

、第三十九条の十一第二項(第四十七条の五、第七十一条の三第十一項、第百二条の十七第五項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。)(の規定による指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター若しくは指定較正機関の指定の取消し、第四十七条の二第三項(第七十一条の三第十一項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。)(の規定による指定試験機関若しくは指定周波数変更対策機関

の役員、指定試験機関の試験員若しくは指定較正機関の較正員の解任の命令、第七十条の五の二第七項若しくは第八項の規定による無線設備等保守規程の認定の取消し、第七十六条第四項、第五項、第七項若しくは第八項の規定による無線局の免許の取消し、同項の規定による第二十七条の十四第一項の認定、第二十七条の二十の三第七項の認定若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し、第七十六条第六項、第七項若しくは第八項の規定による第二十七条の二十第一項の登録の取消し、第七十六条の二の規定による指定無線局数の削減及び周波数の指定の変更、第七十六条の二の二の規定による登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限、第七十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更、登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し又は第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による無線従事者の免許若しくは船舶局無線従事者証明の取消し

四・五 (略)

2 (略)

第八章 雑則

(高周波利用設備)

第百条 (略)

2 〃 4 (略)

5 第十四条第一項（免許記録）、第十四条の二（証明書の交付）、第十七条（変更等の許可）、第二十一条（免許記録の変更等）、第二十二條、第二十三條（無線局の廃止）、第二十四条（免許の失効の記録）、第二十八条（電波の質）、第三十条（安全施設）、第三十八条（技術基準）、第三十八条の二（無線設備の技術基準の策定等の申出）

の役員、指定試験機関の試験員若しくは指定較正機関の較正員の解任の命令、第七十条の五の二第七項若しくは第八項の規定による無線設備等保守規程の認定の取消し、第七十六条第四項、第五項、第七項若しくは第八項の規定による無線局の免許の取消し、同項の規定による開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し、同条第六項

第七項若しくは第八項の規定による第二十七条の二十第一項の登録の取消し、第七十六条の二の規定による指定無線局数の削減及び周波数の指定の変更、第七十六条の二の二の規定による登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限、第七十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更、登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し又は第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による無線従事者の免許若しくは船舶局無線従事者証明の取消し

四・五 (同上)

2 (同上)

第八章 (同上)

(高周波利用設備)

第百条 (同上)

2 〃 4 (同上)

5 第十四条第一項及び第二項（免許状）、第十七条（変更等の許可）、第二十一条（免許状の訂正）、第二十二條、第二十三條（無線局の廃止）、第二十四条（免許状の返納）、第二十八条（電波の質）、第三十条（安全施設）、第三十八条（技術基準）、第三十八条の二（無線設備の技術基準の策定等の申出）



、第七十一条の五（技術基準適合命令）、第七十二条（電波の発射の停止）、第七十三条第五項及び第七項（検査）、第七十六条、第七十七条（無線局の免許の取消し等）並びに第八十一条（報告）の規定は、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。

（伝搬障害防止区域の指定）

第二百二条の二 総務大臣は、八百九十メガヘルツ以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で次の各号のいづれかに該当するもの（以下「重要無線通信」という。）の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該電波伝搬路の地上又は水上への投影面に沿い、その中心線と認められる線の両側それぞれ百メートル以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。

一～六 （略）

2～4 （略）

（伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出）

第二百二条の三 前条第二項の告示に係る伝搬障害防止区域内（その区域とその他の区域とにわたる場合を含む。）においてする次の各号のいづれかに該当する行為（以下「指定行為」という。）に係る工事の請負契約の注文者又はその工事を請負契約によらないで自ら行う者（以下単に「建築主」という。）は、総務省令で定めるところにより、当該指定行為に係る工事に自ら着手し又はその工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）に着手させる前に、当該指定行為に係る工作物につき、設置場所の位置、高さ、高層部分（工作物の全部又は一部で地表又は水面からの高さが三十一メートルを超える部分という。以下同じ。）の形状、構造及び主要材料、その者が当該指定行

、第七十一条の五（技術基準適合命令）、第七十二条（電波の発射の停止）、第七十三条第五項及び第七項（検査）、第七十六条、第七十七条（無線局の免許の取消し等）並びに第八十一条（報告）の規定は、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。

（伝搬障害防止区域の指定）

第二百二条の二 総務大臣は、八百九十メガヘルツ以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で次の各号の一に該当するもの（以下「重要無線通信」という。）の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該電波伝搬路の地上投影面に沿い、その中心線と認められる線の両側それぞれ百メートル以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。

一～六 （同上）

2～4 （同上）

（伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出）

第二百二条の三 前条第二項の告示に係る伝搬障害防止区域内（その区域とその他の区域とにわたる場合を含む。）においてする次の各号の一に該当する行為（以下「指定行為」という。）に係る工事の請負契約の注文者又はその工事を請負契約によらないで自ら行なう者（以下単に「建築主」という。）は、総務省令で定めるところにより、当該指定行為に係る工事に自ら着手し又はその工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）に着手させる前に、当該指定行為に係る工作物につき、敷地の位置、高さ、高層部分（工作物の全部又は一部で地表からの高さが三十一メートルを超える部分という。以下同じ。）の形状、構造及び主要材料、その者が当該指定行

為に係る工事の請負契約の注文者である場合にはその工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を書面により総務大臣に届け出なければならない。

一 その最高部の地表又は水面からの高さが三十一メートルを超える建築物その他の工作物（土地に定着する工作物の上部に建築される一又は二以上の工作物の最上部にある工作物の最高部の地表からの高さが三十一メートルを超える場合における当該各工作物のうち、それぞれその最高部の地表からの高さが三十一メートルを超えるものを含む。以下「高層建築物等」という。）の新築

二 高層建築物等以外の工作物の増築又は移築で、その増築又は移築後において当該工作物が高層建築物等となるもの

三 高層建築物等の増築、移築、改築、修繕又は模様替え（改築、修繕及び模様替えについては、総務省令で定める程度のものに限る。）

2 6 (略)

(伝搬障害の有無等の通知)

第百二条の五 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、前二項の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を發したときは、総務大臣は、その後直ちに、当該高層建築物等につき、建築主の氏名又は名称及び住所、設置場所の位置、高さ、高層部分の形状、構造及び主要材料、障害原因部分その他必要な事項を書面により当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行う無線局の免許人に通知するとともに、建築主からの届出に係る当該

為に係る工事の請負契約の注文者である場合にはその工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を書面により総務大臣に届け出なければならない。

一 その最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる建築物  
— その他の工作物（土地に定着する工作物の上部に建築される一又は二以上の工作物の最上部にある工作物の最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる場合における当該各工作物のうち、それぞれその最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえるものを含む。以下「高層建築物等」という。）の新築

二 (同上)

三 (同上)

2 6 (同上)

(伝搬障害の有無等の通知)

第百二条の五 (同上)

2 (同上)

3 第一項の場合において、前二項の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を發したときは、総務大臣は、その後直ちに、当該高層建築物等につき、建築主の氏名又は名称及び住所、敷地の位置、高さ、高層部分の形状、構造及び主要材料、障害原因部分その他必要な事項を書面により当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行う無線局の免許人に通知するとともに、建築主からの届出に係る当該

工事の請負人に対しても、当該障害原因部分その他必要な事項を書面により通知しなければならない。

（国の機関等による申請等の特例）

第百二条の十九 国の機関、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる手続については、当該各号に規定する規定において当該手続を書面等（書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）により行うこととされているかどうかにかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

- 一 第六条第一項から第七項までの規定による免許の申請
- 二 第八条第二項の規定による期限の延長の申請
- 三 第九条第一項の規定による許可の申請
- 四 第九条第二項の規定による変更の届出
- 五 第九条第四項の規定による許可の申請
- 六 第九条第五項の規定による変更の届出
- 七 第十条第一項の規定による落成の届出（同条第二項の書類の提出を含む。）
- 八 第十四条の二の規定による書面の交付の請求
- 九 第十六条第一項の規定による運用開始の届出
- 十 第十六条第二項の規定による休止期間又はその変更の届出
- 十一 第十七条第一項の規定による許可の申請
- 十二 第十七条第二項の規定による変更の届出

工事の請負人に対しても、当該障害原因部分その他必要な事項を書面により通知しなければならない。

（新設）

- 
- 十三 第十八条第二項の規定による書類の提出
  - 十四 第十九条の規定による変更の申請
  - 十五 第二十条第二項から第五項まで（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請
  - 十六 第二十条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による承継の届出
  - 十七 第二十一条第二項の規定による変更の届出
  - 十八 第二十二条の規定による廃止の届出
  - 十九 第二十七条の三の規定による免許の申請
  - 二十 第二十七条の六第二項の規定による運用の開始の届出
  - 二十一 第二十七条の六第三項の規定による開設若しくは変更又は廃止の届出
  - 二十二 第二十七条の八第一項の規定による許可の申請
  - 二十三 第二十七条の九の規定による変更の申請
  - 二十四 第二十七条の十第一項の規定による廃止の届出
  - 二十五 第二十七条の二十一の規定による登録の申請
  - 二十六 第二十七条の二十三の規定による書面の交付の請求
  - 二十七 第二十七条の二十六第一項の規定による変更登録の申請
  - 二十八 第二十七条の二十六第四項の規定による変更の届出
  - 二十九 第二十七条の二十七第二項（第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による承継の届出
  - 三十 第二十七条の二十九第一項の規定による廃止の届出
  - 三十一 第二十七条の三十二の規定による登録の申請
  - 三十二 第二十七条の三十三第一項の規定による変更登録の申請
  - 三十三 第二十七条の三十三第四項の規定による変更の届出
-

<p>三十四 第二十七条の三十四の規定による開設の届出</p> <p>三十五 第二十七条の三十五の規定による変更の届出</p> <p>三十六 第七十三条第三項又は第四項の規定による証明書又は書類の提出</p>	<p>2 前項の規定により行われた同項各号に掲げる手続は、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に総務大臣に到達したものとみなす。</p>	<p>3 第一項の規定は、同項各号に掲げる手続を行おうとする者が総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により当該手続を行うことができない場合には、適用しない。</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第百三条 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定講習機関が行う講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験機関、機構が行う較正を受ける者にあつては機構)に納めなければならない。</p>	<p>第百三条 (同上)</p>
<p>一 第六条の規定による免許を申請する者</p> <p>二 第十条の規定による検査を受ける者</p> <p>三 第十四条の二又は第二十七条の二十三の規定による書面の交付を請求する者</p>	<p>四 第十八条の規定による検査を受ける者(第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更を受けたため第十七条第一項の許可を受けた者を除く。)</p>	<p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>三 第十八条の規定による検査を受ける者(第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更を受けたため第十七条第一項の許可を受けた者を除く。)</p>	

- 
- 五 第二十四条の三第一項 の規定による登録の更新を申請する者
  - 六 第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者
  - 七 第二十七条の三の規定による免許を申請する者
  - 八 第二十七条の十四第一項の規定による認定を申請する者
  - 九 第二十七条の二十一第一項の規定による登録を申請する者
  - 十 第二十七条の三十二第一項の規定による登録を申請する者
  - 十一 第三十七条の規定による検定を受ける者
  - 十二 第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者
  - 十三 第三十八条の十八第一項の規定による技術基準適合証明を求め  
る者
  - 十四 第三十八条の二十四第三項において準用する第三十八条の十八  
第一項の規定による工事設計認証を求める者
  - 十五 第三十八条の三十九第一項の規定による登録を申請する者
  - 十六 第三十八条の四十二第一項の規定による変更登録を申請する者
  - 十七 第三十九条第七項の規定による講習を受ける者
  - 十八 第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者
  - 十九 第四十一条の規定による免許を申請する者
  - 二十 第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明を申  
請する者
  - 二十一 第四十八条の二第二項第一号の総務大臣が行う訓練を受ける  
者
  - 二十二 第四十八条の三第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者
  - 二十三 免許証又は船舶局無線従事者証明  
書の再交付を申請する者
  - 二十四 第七十条の五の二第一項の規定による認定を申請する者
- 

- 四 第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者
  - 五 第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者
  - 六 第二十七条の三の規定による免許を申請する者
  - 七 第二十七条の十四第一項の規定による認定を申請する者
  - 八 第二十七条の二十一第一項の規定による登録を申請する者
  - 九 第二十七条の三十二第一項の規定による登録を申請する者
  - 十 第三十七条の規定による検定を受ける者
  - 十一 第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者
  - 十二 第三十八条の十八第一項の規定による技術基準適合証明を求め  
る者
  - 十三 第三十八条の二十四第三項において準用する第三十八条の十八  
第一項の規定による工事設計認証を求める者
  - 十四 第三十八条の三十九第一項の規定による登録を申請する者
  - 十五 第三十八条の四十二第一項の規定による変更登録を申請する者
  - 十六 第三十九条第七項の規定による講習を受ける者
  - 十七 第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者
  - 十八 第四十一条の規定による免許を申請する者
  - 十九 第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明を申  
請する者
  - 二十 第四十八条の二第二項第一号の総務大臣が行う訓練を受ける  
者
  - 二十一 第四十八条の三第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者
  - 二十二 免許状、登録状、登録証、免許証又は船舶局無線従事者証明  
書の再交付を申請する者
  - 二十三 第七十条の五の二第一項の規定による認定を申請する者
-

二十五 第七十三条第一項の規定による検査を受ける者

二十六 第二百二条の十八第一項の規定による較正（指定較正機関が行うものを除く。）を受ける者

2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態（以下この項において「地震等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において専ら人命の救助、災害の救援、交通通信の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第二百二条の二第一項各号に掲げる無線通信（当該必要な通信に該当するものを除く。）を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであつて、臨時に開設するものについては、前項第一号、第二号、第七号、第九号又は第十号に掲げる者は、同項の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。

3 (略)

(電波利用料の徴収等)

第二百三条の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日。以下この条において「応当日」という。）から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日は応当日（以下この項において「起算日」という。）から始まる各一年の期間（無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合にはその期間とする。）について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額（

二十四 第七十三条第一項の規定による検査を受ける者

二十五 前条第一項 の規定による較正（指定較正機関が行うものを除く。）を受ける者

2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態（以下この項において「地震等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において専ら人命の救助、災害の救援、交通通信の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第二百二条の二第一項各号に掲げる無線通信（当該必要な通信に該当するものを除く。）を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであつて、臨時に開設するものについては、前項第一号、第二号、第六号、第八号又は第九号に掲げる者は、同項の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。

3 (同上)

(電波利用料の徴収等)

第二百三条の二 (同上)

起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合には、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局（以下「広域開設無線局」という。）に使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数（六千メガヘルツ以下のものに限る。）の電波（以下「広域使用電波」という。）を使用する広域開設無線局の免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域使用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値を別表第八の上欄に掲げる広域使用電波の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域使用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域使用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域使用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域使用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た

2  
(同上)



額」とあるのは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。

3 認定計画に係る指定された周波数の電波が広域使用電波である場合において、当該認定計画に係る認定特定基地局開設者がその認定を受けた日から起算して六月を経過する日（認定計画に係る指定された周波数の電波が当該認定計画に係る認定特定基地局開設者がその認定を受けた日後に広域使用電波となつた場合には、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域使用電波となつた日のいずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。）までに当該認定計画に係るいずれの特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定特定基地局開設者を当該六月経過日に当該広域使用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなして、前項及び第十九項の規定を適用する。

4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条及び第百三条の四第一項において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十二項の特定免許等不要局を開設した者又は第十三項の表示者が納付すべき金銭をいう。

一 (略)

二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の二十一第二項及び第三項並びに第二十七条の三十二第二項及び第三項の書類及び申請書に記載しなければならぬ事項並びに免許記録等に記載しなければならぬ事項）その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によ

3 認定計画に係る指定された周波数の電波が広域使用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者 がその認定を受けた日から起算して六月を経過する日（認定計画に係る指定された周波数の電波が当該認定計画に係る認定開設者 がその認定を受けた日後に広域使用電波となつた場合には、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域使用電波となつた日のいずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。）までに当該認定計画に係るいずれの特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者 を当該六月経過日に当該広域使用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなして、前項及び第十九項の規定を適用する。

4 (同上)

一 (同上)

二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の二十一第二項及び第三項並びに第二十七条の三十二第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならぬ事項並びに免許記録等に記載しなければならぬ事項）その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によ

つて記録するファイルをいう。)の作成及び管理

三十三 (略)

5 包括免許人又は包括登録人(以下この条において「包括免許人等」という。)は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数(以下この項及び次項において「開設無線局数」という。)をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括登録人にあつては第二十七条の三十二第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録(以下「包括免許等」という。)の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その翌日)から始まる各一年の期間(包括免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合にはその期間とする。以下この項及び次項において同じ。)について、第一号包括免許人にあつては二百八十円(広域使用電波を使用

つて記録するファイルをいう。)の作成及び管理

三十三 (同上)

5 包括免許人又は包括登録人(以下この条において「包括免許人等」という。)は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数(以下この項及び次項において「開設無線局数」という。)をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括登録人にあつては第二十七条の三十二第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録(以下「包括免許等」という。)の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その翌日)から始まる各一年の期間(包括免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合にはその期間とする。以下この項及び次項において同じ。)について、第一号包括免許人にあつては三百六十円(広域使用電波を使用

する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局については、百五十円に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては二百九十円（移動しない無線局については、別表第九の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数（登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の末日現在において開設している登録局の数をいう。次項において同じ。）を乗じて得た金額（当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合には、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

6 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数（特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数、特定無線局（同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既に特定無線

する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局については、百五十円に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百円（移動しない無線局については、別表第九の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数（登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の末日現在において開設している登録局の数をいう。次項において同じ。）を乗じて得た金額（当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合には、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

6 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数（特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数、特定無線局（同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既に特定無線

局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数）又は開設登録局数（既に登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数）を超えたときは、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一号包括免許人にあつては二百八十円（広域使用電波を使用する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局については、百五十円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては二百九十円（移動しない無線局については、別表第九の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数（当該包括免許人等が他の包括免許等（当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。）を受けている場合において、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数が当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は

局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数）又は開設登録局数（既に登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数）を超えたときは、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一号包括免許人にあつては三百六十円（広域使用電波を使用する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局については、百五十円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百円（移動しない無線局については、別表第九の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数（当該包括免許人等が他の包括免許等（当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。）を受けている場合において、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数が当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は

登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数)を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

7・8 (略)

9 免許人が第一号既開設局の免許人である場合における当該第一号既開設局に係る第一項の規定の適用については、当該第一号既開設局に係る周波数割当計画等の変更(当該第一号既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、同項中「金額」とあるのは、「金額」に、当該免許人等に係る特定周波数変更対策業務(第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額に当該特定周波数変更対策業務に係る第一号既開設局の各免許人が当該第一号既開設局と第一号新規開設局とを併せて開設する期間を平均した期間の当該第一号既開設局に係る周波数割当計画等の変更(当該第一号既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から当該周波数の使用の期限までの期間に対する割合を乗じた額を勘案し、当該第一号既開設局の周波数及び空中線電力に依じて政令で定める金額を加算した金額」とする。

10 28 (略)

(落札金の使途)

第一百三條の五 政府は、毎会計年度、当該年度の落札金収入(第二十七條の二十の三第十項の規定により納付される落札金の収入をいう。次

登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数)を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

7・8 (同上)

9 免許人が既開設局の免許人である場合における当該既開設局に係る第一項の規定の適用については、当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更(当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、同項中「金額」とあるのは、「金額」に、当該免許人等に係る特定周波数変更対策業務(第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額に当該特定周波数変更対策業務に係る既開設局の各免許人が当該既開設局と特定新規開設局とを併せて開設する期間を平均した期間の当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更(当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から当該周波数の使用の期限までの期間に対する割合を乗じた額を勘案し、当該既開設局の周波数及び空中線電力に依じて政令で定める金額を加算した金額」とする。

10 28 (同上)

(新設)

項において同じ。)の見込額に相当する金額を、予算で定めるところにより、総務大臣が専ら六千メガヘルツを超える周波数の電波の能率的な利用の増進を目的として行う次に掲げる事務の処理に要する費用(以下この条において「特定高周波数対策費用」という。)の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の特定高周波数対策費用の予算額を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。

一 第二十七条の二十の三第六項の規定による価額競争の実施又はその企画

二 特定高周波数無線局に現に割り当てている又は将来割り当てることが見込まれる周波数(次号において「特定高周波数無線局用周波数」という。)を現に使用している無線局の周波数の変更に係る無線設備の変更の工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他当該変更に必要な援助として総務省令で定めるもの

三 特定高周波数無線局用周波数を現に使用している無線局の無線設備の共同利用促進設備への変更その他の特定高周波数無線局用周波数における電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の導入(特定高周波数無線局との共同利用を目的として行われるものに限る。)の工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他当該導入に必要な援助として総務省令で定めるもの

2 政府は、当該会計年度に要する特定高周波数対策費用に照らして必要があると認められるときは、当該年度の落札金収入の予算額のほか、当該年度の前年度以前の前年度の各年度の落札金収入の決算額(当該年度の前年度については、予算額)に相当する金額を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の特定高周波数対策費用の決算額(当該年度

<p>の前年度については、予算額を合算した額を控除した額に相当する金額の全部又は一部を、予算で定めるところにより、当該年度の特定高周波数対策費用の財源に充てるものとする。</p>	
<p>第百三条の六 (略)</p>	<p>第百三条の五 (同上)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (同上)</p>
<p>(特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等)</p>	<p>(特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等)</p>
<p>第百三条の七 (略)</p>	<p>第百三条の六 (同上)</p>
<p>2 3 4 (略)</p>	<p>2 3 4 (同上)</p>
<p>(国等に対する適用除外)</p>	<p>(国等に対する適用除外)</p>
<p>第百四条 国については第百三条及び次章の規定、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人(当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)については第百三条の規定は、適用しない。ただし、他の法律の規定により国とみなされたものについては、同条の規定の適用があるものとする。</p>	<p>第百四条 国については第百三条及び次章の規定、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人(当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)については第百三条の規定は、適用しない。ただし、他の法律の規定により国とみなされたものについては、同条の規定の適用があるものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (同上)</p>
<p>第九章 罰則</p>	<p>第九章 (同上)</p>
<p>第百九条の四 国の職員が、第二十七条の二十の三第六項の規定による価額競争の実施に関し、その職務に反し、当該価額競争に参加しようとする者に談合を唆すこと、当該価額競争に参加しようとする者に当該価額競争に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該価額競争の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第百九条の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為</p>	<p>(新設)</p>

をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽計又は威力を用いて、第二十七条の二十の三第六項の規定による価額競争の公正を害すべき行為をしたとき。

二 第二十七条の二十の三第六項の規定による価額競争につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合したとき。

第百十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百十条（第十一号及び第十二号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第百九条の五、第百十条（第十一号及び第十二号に係る部分を除く。）、第百十条の二又は第百十一条から第百十三条まで 各本条の罰金刑

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一～四 (略)

五 第二十条第九項（同条第十項、第二十七条の十七、第二十七条の二十の五及び第七十条の五の二第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしない者

六 (略)

七 第二十四条の五 の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽

第百十四条 (同上)

一 (同上)

二 第百十条（第十一号及び第十二号に係る部分を除く。）、第百十条の二又は第百十一条から第百十三条まで 各本条の罰金刑

第百十六条 (同上)

一～四 (同上)

五 第二十条第九項（同条第十項、第二十七条の十七及び第七十条の五の二第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしない者

六 (同上)

七 第二十四条（第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、免許状を返納しない者

八 第二十四条の五第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽



の届出をした者

八 第二十四条の六第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第二十四条の九第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(削る)

十 第二十五条第三項の規定に違反して、情報を同条第二項の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

十一 第二十七条の六第三項(特定無線局の廃止の届出に係る部分に限る。)の規定に違反して、届出をしない者

十二 第二十七条の十第一項の規定に違反して、届出をしない者

十三 第二十七条の十五第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第二十七条の二十の三第十一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十五 第二十七条の二十六第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十六 第二十七条の二十七第二項(第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしない者

十七 第二十七条の二十九第一項の規定に違反して、届出をしない者(削る)

の届出をした者

九 第二十四条の六第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第二十四条の九第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十四条の十二の規定に違反して、登録証を返納しない者

十二 第二十五条第三項の規定に違反して、情報を同条第二項の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

十三 第二十七条の六第三項(特定無線局の廃止の届出に係る部分に限る。)の規定に違反して、届出をしない者

十四 第二十七条の十第一項の規定に違反して、届出をしない者

十五 第二十七条の十五第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(新設)

十六 第二十七条の二十六第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 第二十七条の二十七第二項(第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしない者

十八 第二十七条の二十九第一項の規定に違反して、届出をしない者

十九 第二十七条の三十一(第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、登録状を返納しない者

十八 第二十七条の第三十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十九 第三十八条の五第二項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十 第三十八条の六第三項（第三十八条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十一 第三十八条の十一第一項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八条の十一第二項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者

二十二 第三十八条の三十三第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十三 第三十八条の四十二第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十四 第三十八条の四十六第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十五 第七十条の五の二第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十六 第七十条の七第二項（第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十 第二十七条の第三十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十一 第三十八条の五第二項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十二 第三十八条の六第三項（第三十八条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十三 第三十八条の十一第一項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八条の十一第二項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者

二十四 第三十八条の三十三第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十五 第三十八条の四十二第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十六 第三十八条の四十六第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十七 第七十条の五の二第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十八 第七十条の七第二項（第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十七 第八十条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十八 第一百条第四項の規定に違反して、届出をしない者

二十九 第一百二条の三第五項の規定に違反して、届出をしない者

三十 第一百三二条の二第五項から第八項まで、第十二項、第十三項又は第二十一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

1  
14 (略)

(電波利用料の特例)

15 第一百三二条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「

十二 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシ

「十二 電

波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止する

十二の二

十二の三

十二の四

地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信するものに限る。）を

大規模な自然災害が発生した場合においても、地上基幹放送若しくは

ために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上の号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置して直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備又は電気

二十九 第八十条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十 第一百条第四項の規定に違反して、届出をしない者

三十一 第一百二条の三第五項の規定に違反して、届出をしない者

三十二 第一百三二条の二第五項から第八項まで、第十二項、第十三項又は第二十一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

1  
14 (同上)

(電波利用料の特例)

15 第一百三二条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「

十二 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシ

「十二 電

波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止する

十二の二

十二の三

十二の四

地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信するものに限る。）を

大規模な自然災害が発生した場合においても、地上基幹放送又は

ために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上の号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置して直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

のための活動に対する必要な援助

る者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移  
当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の  
通信業務用基地局に係る電気通信設備の損壊又は故障によりこれらの

動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送  
設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並  
電気通信設備を用いる業務に著しい支障を及ぼさないようにするため

（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信するこ  
びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む  
に行われる当該電気通信設備（当該電気通信設備と一体として設置さ  
とのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難  
。の整備のための補助金の交付

れる総務省令で定める附属設備並びに当該電気通信設備及び当該附属  
その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上  
設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備（放送法第一百

デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付そ

一条第一項の総務省令で定める基準若しくは同法第二百二十一条第一項

のための活動に対する必要な援助

る者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移  
当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の  
の損壊又は故障により当該業務

動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送  
設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並  
に著しい支障を及ぼさないようにするため

（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信するこ  
びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む  
に行われる当該電気通信設備（当該電気通信設備と一体として設置さ  
とのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難  
。の整備のための補助金の交付

れる総務省令で定める附属設備並びに当該電気通信設備及び当該附属  
その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上  
設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備（放送法第一百

デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付そ

一条第一項の総務省令で定める基準又は同法 第二百二十一条第一項

の他の援助

の総務省令で定める基準又は電気通信事業法第四十一条第一項の総務

省令で定める技術基準に適合させるために行われるものを除く。( ) の

とする。

ための補助金の交付」

別表第六(第百三条の二関係)

無線局の区分		金額
一 移動する無線局(三の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局を除く。二)	四百七十メガヘルツ以下の電波を使用するもの	二百円
	航空機局又は船舶局	二百円
	その他のもの	二百円
	航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの	二百円
	その他のもの	三百円
	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの	

の他の援助

の総務省令で定める基準

に適合させるために行われるものを除く。( ) の

とする。

ための補助金の交付」

別表第六(第百三条の二関係)

無線局の区分		金額
一 移動する無線局(三の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局を除く。二)	四百七十メガヘルツ以下の電波を使用するもの	四百円
	航空機局又は船舶局	四百円
	その他のもの	四百円
	航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの	四百円
	その他のもの	四百円
	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの	

の項に  
おいて  
同じ。

もの

使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツを 超え三十メガヘルツ以下	使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツを 超え三十メガヘルツ以下	使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツを 超え三十メガヘルツ以下	使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツを 超え三十メガヘルツ以下	使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツを 超え三十メガヘルツ以下	使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツを 超え三十メガヘルツ以下
空中線電圧が〇・五ワットを 超えるもの	空中線電圧が〇・五ワットを 超えるもの	空中線電圧が〇・五ワットを 超えるもの	空中線電圧が〇・五ワットを 超えるもの	空中線電圧が〇・五ワットを 超えるもの	空中線電圧が〇・五ワットを 超えるもの
千二百円	千二百円	千二百円	千二百円	千二百円	千二百円

の項に  
おいて  
同じ。

もの

使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツを 超え三十メガヘルツ以下	使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツを 超え三十メガヘルツ以下	使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツを 超え三十メガヘルツ以下	使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツを 超え三十メガヘルツ以下	使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツを 超え三十メガヘルツ以下	使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツを 超え三十メガヘルツ以下
空中線電圧が〇・五ワットを 超えるもの	空中線電圧が〇・五ワットを 超えるもの	空中線電圧が〇・五ワットを 超えるもの	空中線電圧が〇・五ワットを 超えるもの	空中線電圧が〇・五ワットを 超えるもの	空中線電圧が〇・五ワットを 超えるもの
千四百円	千四百円	千四百円	千四百円	千四百円	千四百円

使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超えるもの						のもの									
空中線電	力が〇・五ワット以下	〇・五ワットを超える	〇五ワット	力が〇・	空中線電	空中線電	力が〇・	〇五ワット	ト以下のもの	空中線電	力が〇・	〇五ワット	トを超える	〇・五ワット以下	トを超える
二百円	四万六千	八百五十		三百円	二万七千	六百円								六万五千	六百五十

使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超えるもの						のもの									
空中線電	力が〇・五ワット	トを超える	〇五ワット	力が〇・	空中線電	空中線電	力が〇・	〇五ワット	ト以下のもの	空中線電	力が〇・	〇五ワット	トを超える	〇・五ワット以下	トを超える
百円	万六千五	八百六十		八百円	二万二千	三千百円								九万八千	六百五十

二 移動 しない 無線局 であつ て、移 動する 無線局 又は携 帯して 使用す るため の受信 設備と 通信を 行つた もの	三千六百メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの	使用する電波の周波数の幅が百 メガヘルツ以下のもの	二百円
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用 するもの	使用する電波の周波数の幅が百 メガヘルツを超えるもの	十二万二 千七百円
	四百七十メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの	空中線電力が〇・〇一ワット以 下のもの	三百七十 円
	四百七十メ ガヘルツを 超え三千六 百メガヘル ツ以下の周 波数の電波 を使用する もの	空中線電力が〇・〇一ワットを 超えるもの	三千九百 円

二 移動 しない 無線局 であつ て、移 動する 無線局 又は携 帯して 使用す るため の受信 設備と 通信を 行つた もの	三千六百メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの	使用する電波の周波数の幅が百 メガヘルツ以下のもの	四百円
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用 するもの	使用する電波の周波数の幅が百 メガヘルツを超えるもの	十万二千 三百円
	四百七十メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの	空中線電力が〇・〇一ワット以 下のもの	三千三百 円
	四百七十メ ガヘルツを 超え三千六 百メガヘル ツ以下の周 波数の電波 を使用する もの	使用する電波の周波 数の幅が六メガヘル ツを超えるものであ つて、電波を放射し ようとする場合にお いて当該電波と周波 数を同じくする電波 を受信することによ り一定の時間当該周 波数の電波を放射し るもの	設置場所 が第一地 域の区域 内に あるもの 九万七千 六百円
	四百七十メ ガヘルツを 超え三千六 百メガヘル ツ以下の周 波数の電波 を使用する もの	設置場所 が第二地 域の区域 内に あるもの	五万三千 二百円



				めに陸 上に開 設する もの (六の 項及び 八の項 に掲げ る無線 局を除 く。)	
三千六百メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下	三千七百 円	空中線電力が○・○一ワット以 下のもの	三千七百 円	空中線電力が○・○一ワットを 超えるもの	三千七百 円
三千六百メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下	三千七百 円	空中線電力が○・○一ワット以 下のもの	三千七百 円	空中線電力が○・○一ワットを 超えるもの	三千七百 円

				めに陸 上に開 設する もの (六の項 及び八 の項に 掲げる 無線局 を除く 。)	
三千六百メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下	三千七百 円	空中線電力が○・○一ワット以 下のもの	三千七百 円	空中線電力が○・○一ワットを 超えるもの	三千七百 円
三千六百メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下	三千七百 円	空中線電力が○・○一ワット以 下のもの	三千七百 円	空中線電力が○・○一ワットを 超えるもの	三千七百 円

<p>下の周波数の電波を使用するもの</p>	<p>六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの</p>	<p>三千七百円</p>
<p>三 人工衛星局 (八の項に掲げる無線局を除く。)</p>	<p>三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの</p>
<p>人工衛星（地球の赤道を含む平面上の円形の軌道を地球の自転と同一方向に同一周期で回るものを除く。）に開設されるもの（以下この項において「非静止衛星局」という。）であつて、その通信の相手方である無線局又は受信設備との間の通信を行うことができない位置にある間は、当該非静止衛星局と免許人、通信の相手方、周波数及び空中線電力を同じく</p>	<p>人工衛星（地球の赤道を含む平面上の円形の軌道を地球の自転と同一方向に同一周期で回るものを除く。）に開設されるもの（以下この項において「非静止衛星局」という。）であつて、その通信の相手方である無線局又は受信設備との間の通信を行うことができない位置にある間は、当該非静止衛星局と免許人、通信の相手方、周波数及び空中線電力を同じく</p>	<p>三十万五千円</p>

<p>下の周波数の電波を使用するもの</p>	<p>六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの</p>	<p>三千七百円</p>
<p>三 人工衛星局 (八の項に掲げる無線局を除く。)</p>	<p>四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの</p>
<p>人工衛星（地球の赤道を含む平面上の円形の軌道を地球の自転と同一方向に同一周期で回るものを除く。）に開設されるもの（以下この項において「非静止衛星局」という。）であつて、その通信の相手方である無線局又は受信設備との間の通信を行うことができない位置にある間は、当該非静止衛星局と免許人、通信の相手方、周波数及び空中線電力を同じく</p>	<p>人工衛星（地球の赤道を含む平面上の円形の軌道を地球の自転と同一方向に同一周期で回るものを除く。）に開設されるもの（以下この項において「非静止衛星局」という。）であつて、その通信の相手方である無線局又は受信設備との間の通信を行うことができない位置にある間は、当該非静止衛星局と免許人、通信の相手方、周波数及び空中線電力を同じく</p>	<p>七十五万四千五百円</p>

三千六百メガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを 超え二百メガ ヘルツ以下の もの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを 超え二百メガ ヘルツ以下の もの	使用する電波の周波数の幅が二 百メガヘルツ を超え五百メ ガヘルツ以下 のもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを 超え二百メガ ヘルツ以下の もの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを 超えるもの	する他の非静止衛星 局が当該通信の相手 方である無線局又は 受信設備との間の通 信を行うこととされ ているもの	その他のもの
						七百二十 三万七千 百円	二億三百 八十八万 九千九百 円

三千六百メガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを 超え二百メガ ヘルツ以下の もの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを 超え二百メガ ヘルツ以下の もの	使用する電波の周波数の幅が二 百メガヘルツ を超え五百メ ガヘルツ以下 のもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを 超え二百メガ ヘルツ以下の もの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを 超えるもの	する他の非静止衛星 局が当該通信の相手 方である無線局又は 受信設備との間の通 信を行うこととされ ているもの	その他のもの
						七百五十 四万五千 九百円	二億九千 九百四十 六万五千 四百円

四 人工 衛星局 の中継 により 無線通 信を行 う無線 局(五 の項及 び八の 項に掲 げる無 線局を 除く。 )	六千メガヘ ルト以下の 周波数の電 波を使用す るもの	使用する電波の周波 数の幅が三メガヘル ツ以下のもの	設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの				円 六千八百	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用 するもの	使用する電波の周波数の幅が五 百メガヘルツを超えるもの	三億八千 五百五十 八万六千 百円
			設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの							
設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの				設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの		円 五十五十				
設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの				設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの		円 七十七				
設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの				設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの		円 八万三千 七百元				
設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの				設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの		円 五十六万 千九百元				
設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの				設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの		円 十九万 八千九百				

四 人工 衛星局 の中継 により 無線通 信を行 う無線 局(五 の項及 び八の 項に掲 げる無 線局を 除く。 )	六千メガヘ ルト以下の 周波数の電 波を使用す るもの	使用する電波の周波 数の幅が三メガヘル ツ以下のもの	設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの				円 五千七百	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用 するもの	使用する電波の周波数の幅が五 百メガヘルツを超えるもの	三億二千 百三十二 万八千八 百円
			設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの							
設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの				設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの		円 三十三 万三千 六百元				
設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの				設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの		円 二百七十 一万九千 八百元				
設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの				設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの		円 四十六万 八千三百				
設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの				設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの		円 十五万九 千九百元				

使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え百メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	三千八百	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	三十八万六千八百	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	千九百七十五	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	三百八十八万六千	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	六十六万九千
-----------------------------------	--------------------	------	--------------------	----------	--------------------	--------	--------------------	----------	--------------------	--------

使用する電波の周波数の幅が五十メガヘルツを超え百メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	三千六百	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	四億三千二百三十	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	千五百八十三万九千六百	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	三百七十七万二千四百	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	五十五万八千
------------------------------------	--------------------	------	--------------------	----------	--------------------	-------------	--------------------	------------	--------------------	--------

		使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの			
設置場所 が第二地 域の区域 内にある	もの	設置場所 が第一地 域の区域 内にある	もの	設置場所 が第一地 域の区域 内にある	もの
五億二千 二百十五 万三千百 円		八百万		十億四千 四百二十 九万九千 八百円	

		使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの							
設置場所 が第二地 域の区域 内にある	もの	設置場所 が第一地 域の区域 内にある	もの	設置場所 が第四地 域の区域 内にある	もの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある	もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある	もの
四億三千 五百十二 万七千六 百円		八億七千 二十四万 九千九百 円		九百十四 万五百円		四千三百 二十四万 三千九百 円		二億千六 百十九万 六千五百 円	

六 基幹 放送局 (三の 項、七 の項及 び八の 項に掲 げるもの	六千メガヘ ルツ以下の 周波数の電 波を使用す るもの	テレビジ ョン放送 をするもの	空中線電力が〇・〇	九百円	五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は 携帯して使用するために開設する無線局であつて、人 工衛星局の中継により無線通信を行うもの(八の項に 掲げる無線局を除く。)	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用 するもの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	二億四千 四百三十 万六千三百 円
			空中線電力が〇・〇	十四万円				
空中線電 力が二キ	設置場所 が特定地	十四万五千 円	空中線電力が〇・〇	九百円	五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は 携帯して使用するために開設する無線局であつて、人 工衛星局の中継により無線通信を行うもの(八の項に 掲げる無線局を除く。)	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用 するもの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	一億四千 四百三十 万六千三百 円
空中線電 力が二キ	設置場所 が特定地	十四万五千 円	空中線電力が〇・〇	九百円				

六 基幹 放送局 (三の 項、七 の項及 び八の 項に掲 げるもの	六千メガヘ ルツ以下の 周波数の電 波を使用す るもの	テレビジ ョン放送 をするもの	空中線電力が〇・〇	千九百円	五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は 携帯して使用するために開設する無線局であつて、人 工衛星局の中継により無線通信を行うもの(八の項に 掲げる無線局を除く。)	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用 するもの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	八千七百 三十三万 三三百円
			空中線電力が〇・〇	十九万五千 円				
空中線電 力が二キ	設置場所 が特定地	十九万五千 円	空中線電力が〇・〇	千九百円	五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は 携帯して使用するために開設する無線局であつて、人 工衛星局の中継により無線通信を行うもの(八の項に 掲げる無線局を除く。)	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用 するもの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	八千七百 三十三万 三三百円
空中線電 力が二キ	設置場所 が特定地	十九万五千 円	空中線電力が〇・〇	千九百円				

げ  
る  
無  
線  
局  
を  
除  
く。

その他のもの		使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの		空中線電力が十キロワット以上のもの		ロワット以上十キロワット未満のもの		域以外の区域内にあるもの		その他のもの	
空中線電力が五十キロワット	空中線電力が二百ワットを	空中線電力が二百ワットを	空中線電力が二百ワットを	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの
百五十八万二千円	七百円	三万三千七百円	七百円	千五百円	六億千七百一十一万四千三百円	八百万円	一億百四十万二千円				

げ  
る  
無  
線  
局  
を  
除  
く。

その他のもの		使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの		空中線電力が十キロワット以上のもの		ロワット以上十キロワット未満のもの		域以外の区域内にあるもの		その他のもの	
空中線電力が五十キロワット	空中線電力が二百ワットを	空中線電力が二百ワットを	空中線電力が二百ワットを	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの
百三十四万六千円	五百円	七万九千七百円	五百円	三千五百円	五億九千六百三十一万二千二百円	三十九万三千九百円	一億五百八十三万八千三百九十九円				



七 第五条第五項に規定する受信障害対策 中継放送をする無線 局、多重放送をする 無線局及び基幹放送	するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用																								
			の				の				の															
第五条第五項に規定する受信障 害対策中継放送をするもの及び 多重放送をするもの その他のもの	四 四百円	九 九百円	空中線電	力が五キ	ロワット	を 超える もの	空中線電	力が二十	ワットを	超え五キ	ロワット	以下のも	空中線電	力が二十	ワット以	下のもの	空中線電	力が二十	ワット以	下のもの	空中線電	力が二十	ワット以	下のもの	トを超え るもの	千五 五百円
			力 が五キ	ロ ワット	を 超える もの	力 が二十	ワ ットを	超 え五キ	ロ ワット	以 下のも	力 が二十	ワ ットを	超 え五キ	ロ ワット	以 下のもの	力 が二十	ワ ット以	下 のもの	力 が二十	ワ ット以	下 のもの	力 が二十	ワ ット以	下 のもの	トを超え るもの	千五 五百円

七 第五条第五項に規定する受信障害対策 中継放送をする無線 局、多重放送をする 無線局及び基幹放送	するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用																								
			の				の				の															
第五条第五項に規定する受信障 害対策中継放送をするもの及び 多重放送をするもの その他のもの	四 四百円	千 九百円	空中線電	力が五キ	ロワット	を 超える もの	空中線電	力が二十	ワットを	超え五キ	ロワット	以下のも	空中線電	力が二十	ワット以	下のもの	空中線電	力が二十	ワット以	下のもの	空中線電	力が二十	ワット以	下のもの	トを超え るもの	三 千五百 円
			力 が五キ	ロ ワット	を 超える もの	力 が二十	ワ ットを	超 え五キ	ロ ワット	以 下のも	力 が二十	ワ ットを	超 え五キ	ロ ワット	以 下のもの	力 が二十	ワ ット以	下 のもの	力 が二十	ワ ット以	下 のもの	力 が二十	ワ ット以	下 のもの	トを超え るもの	三 千五百 円



				四百七十メガヘルツを 超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの			
		その他のもの		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		（であるものに限り。）	
設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの			
円 八十三万八千四百		円 四百七十三万二千二百		円 八百一十一万六千三百		円 二万六千五百	

				四百七十メガヘルツを 超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの			
		その他のもの		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		（であるものに限り。）	
設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの		多重放送の業務の用に供するもの	
円 六十九万八千七百		円 四百九十四万四千		円 六百七十六万三千六百		円 四万五千	

		三千六百メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの				放送の業 務の用に 供するもの			
その他の もの		設置場所が第四地域 の区域内にあるもの		設置場所が第三地域 の区域内にあるもの		設置場所が第二地域 の区域内にあるもの		設置場所が第一地域 の区域内にあるもの	
使用する 電波の周 波数の幅	設置場所 が第一地 域の区域	使用する電波の周波 数の幅が三メガヘル ツ以下のもの	四十二万 九千六百 円	三百万二 千七百円	千五百一 万六千円	三千二万 六千円	二十九万 九千二百 円		

		三千六百メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの				放送の業 務の用に 供するもの			
その他の もの		設置場所が第四地域 の区域内にあるもの		設置場所が第三地域 の区域内にあるもの		設置場所が第二地域 の区域内にあるもの		設置場所が第一地域 の区域内にあるもの	
使用する 電波の周 波数の幅	設置場所 が第一地 域の区域	使用する電波の周波 数の幅が三メガヘル ツ以下のもの	三十五万 八千円	二百五十 万二千三 百円	九百円	千二百五 十萬八千 九百円	二千五百 一万七千 二百円	二十四万 九千四百 円	もの

が三メガヘルツを 超え三十 メガヘル ツ以下の もの	内にある もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にあり るもの	設置場所 が第一地 域の区域 内にあり るもの	使用する 電波の周 波数の幅 が三十メ ガヘルツ を超える もの	設置場所 が第四地 域の区域 内にあり るもの	設置場所 が第三地 域の区域 内にあり るもの	設置場所 が第二地 域の区域 内にあり るもの	設置場所 が第一地 域の区域 内にあり るもの	使用する 電波の周 波数の幅 が三十メ ガヘルツ を超える もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にあり るもの
		四百七 十万	三十二 百	八十三 万	八千四 百	二十九 万	九千二 百	二億六 千	三百六 十	五万六 千

が三メガヘルツを 超え三十 メガヘル ツ以下の もの	内にある もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にあり るもの	設置場所 が第一地 域の区域 内にあり るもの	使用する 電波の周 波数の幅 が三十メ ガヘルツ を超える もの	設置場所 が第四地 域の区域 内にあり るもの	設置場所 が第三地 域の区域 内にあり るもの	設置場所 が第二地 域の区域 内にあり るもの	設置場所 が第一地 域の区域 内にあり るもの	使用する 電波の周 波数の幅 が三十メ ガヘルツ を超える もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にあり るもの
		三百三十 万	九万四 千	六十九 万	八千七 百	二十四 万	九千四 百	二億九 千	百七十一	万三千四 百

内にあるもの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	二千六百 四十四万 六千三百 円	設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの	八百九十 二万五千 百円
--------	------------------------------------	---------------------------	------------------------------------	--------------------

内にあるもの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	二千二百 三万八千 六百元	使用する 電波の周 波数の幅 が三百メ ガヘルツ を超える もの	設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの	五億四千 三百十八 万六千六 百円	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	五千四百 三十八万 五千五百 円
--------	------------------------------------	---------------------	--	------------------------------------	----------------------------	------------------------------------	---------------------------

	備考	
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	一万七千七百円
備考		
一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。		
二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。		
三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県 <small>の区域</small> （第四地域を除く。）をいう。		
四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の <small>の区域</small> （第四地域を除く。）をいう。		
五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に		

	備考	
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	一万八千七百円
備考		
一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。		
二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。		
三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県 <small>の区域</small> （第四地域を除く。）をいう。		
四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の <small>の区域</small> （第四地域を除く。）をいう。		
五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に		
	内に ある もの	千八百二十一 万九千七百 円

規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。

六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 二百円

ロ 九の項に掲げる無線局 三百円

九 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千六百メ

規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。

六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 三百円

ロ 九の項に掲げる無線局 五百円

九 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千六百メ



ガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、三百円を控除した金額とする。

十 四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 三の項に掲げる無線局 二千三百円

ロ 九の項に掲げる無線局 三百円

十一 前三号の規定にかかわらず、四百七十メガヘルツ以下の周波数、四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波

ガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、五百円を控除した金額とする。

十 四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 三の項に掲げる無線局 五千七百円

ロ 九の項に掲げる無線局 五百円

十一 前三号の規定にかかわらず、四百七十メガヘルツ以下の周波数、四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波

数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、一の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額及び当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、四百円を控除した金額とする。

十二 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、一の項及び二の項に掲げる無線局にあつては二百円、四の項及び六の項に掲げる無線局にあつては四百円、五の項に掲げる無線局にあつては三百円とする。

十三 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして

数のいずれの電波も使用する無線局については、四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、一の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額及び当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、六百円を控除した金額とする。

十二 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、一の項に掲げる無線局にあつては三百円、二の項に掲げる無線局にあつては二百円、四の項から六の項までに掲げる無線局にあつては四百円とする。

十三 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして

、同表を適用する。

別表第七(第百三条の二関係)

区域	係数
一 北海道の区域	〇・〇二七三
二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	〇・〇四四八
三 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	〇・四七四五
四 新潟県及び長野県の区域	〇・〇二二三
五 富山県、石川県及び福井県の区域	〇・〇一五四
六 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	〇・一一九一
七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	〇・一六三三
八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	〇・〇三八〇
九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	〇・〇一九五
十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	〇・〇六七八
十一 沖縄県の区域	〇・〇〇八〇
十二 一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・五六八九
十三 五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・四三一

、同表を適用する。

別表第七(第百三条の二関係)

区域	係数
一 北海道の区域	〇・〇二七七
二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	〇・〇四五九
三 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	〇・四七〇三
四 新潟県及び長野県の区域	〇・〇二二七
五 富山県、石川県及び福井県の区域	〇・〇一五六
六 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	〇・一一九六
七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	〇・一六三六
八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	〇・〇三八六
九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	〇・〇一九九
十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	〇・〇六八二
十一 沖縄県の区域	〇・〇〇七九
十二 一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・五六六六
十三 五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・四三三四

<p>十四 一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域</p> <p>一・〇〇〇〇</p>	<p>十五 自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域</p> <p>〇・二三七三</p>	<p>十六 自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域</p> <p>〇・〇八一七</p>	<p>備考 別表第六備考第五号に規定する第四地域及び電波の利用の程度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる区域として総務省令で定めるものに開設される広域開設無線局のみに使用させる広域使用電波に係るこの表の下欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の十分の一に相当する数値とする。</p>
--	--	--	---

別表第八(第三百三条の二関係)

別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局に	広域使用電波の区分	金額
<p>六の項又は二の項に掲げる無線局に</p> <p>電信業務を行うことを目的とする無線局に</p>	<p>二千二十五メガヘルツを超え二千二百メガヘルツ以下又は二千二百メガヘルツを超え二千二百九十メガヘルツ以下の周波数のもの</p>	<p>一億千六百八十三万六千二百円</p>
<p>線局に</p>	<p>二千五百四十五メガヘルツを超え</p>	<p>一億千六百八</p>

<p>十四 一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域</p> <p>一・〇〇〇〇</p>	<p>十五 自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域</p> <p>〇・二三五二</p>	<p>十六 自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域</p> <p>〇・〇八一八</p>	<p>備考 (同上)</p>
--	--	--	----------------

別表第八(第三百三条の二関係)

別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局に	広域使用電波の区分	金額
<p>六の項又は二の項に掲げる無線局に</p> <p>電信業務を行うことを目的とする無線局に</p>	<p>三千六百メガヘルツ以下の周波数のもの</p>	<p>一億三千二百一十一万千二百円</p>
<p>線局に</p>	<p>二千五百四十五メガヘルツを超え二千二百九十メガヘルツ以下の周波数のもの</p>	<p>一億三千二百</p>

別表第九(第三百三条の二関係)		無線局の区分		金額
一	三千六百メガヘルツ	空中線電力が十ミリアワット以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	七千百七十円
<p>係る広域使用電波の周波数のもの          係るもの          二千六百五十五メガヘルツ以下の周波数のもの          係るもの          十三万六千二百円</p> <p>その他のもの          二千五百五十万七千七百円</p> <p>その他のもの          一億千六百八十三万六千二百円</p> <p>別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域使用電波          二百八十九万三千二百円</p> <p>別表第六の六の項に掲げる無線局に係る広域使用電波          六百六十四万四千四百円</p> <p>備考 広域使用電波のうち、広域開設無線局及び広域開設無線局以外の無線局のいずれにも使用させるものとして総務大臣が指定するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、同欄に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする</p>				

別表第九(第三百三条の二関係)		無線局の区分		金額
一	三千六百メガヘルツ	空中線電力が十ミリアワット以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	五千九百八十円
<p>係る広域使用電波の周波数のもの          ルツを超え二千六百五十五メガヘルツ以下の周波数のもの          係るもの          十一万千四百円</p> <p>その他のもの          三千二百八十五万七千円</p> <p>その他のもの          三千六百メガヘルツを超える周波数のもの          百七十七万二千六百円</p> <p>その他のもの          一億三千二百一十一万千四百円</p> <p>別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域使用電波          三百二十二万四千三百円</p> <p>別表第六の六の項に掲げる無線局に係る広域使用電波          六百四十一万八千四百円</p> <p>備考 広域使用電波のうち、広域開設無線局及び広域開設無線局以外の無線局のいずれにも使用させるものとして総務大臣が指定するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、同欄に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする</p>				

備考 この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。	二 一の項に掲げる無線局以外の無線局	以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの		の		設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの
		四十千二百七十円	四十二百七十円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

備考 (同上)	二 一の項に掲げる無線局以外の無線局	以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの		の		設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの
		六十円	三千五百六十円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

改正案	現行
<p>第二章 放送番組の編集等に関する通則</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 二以上の放送事業者は、次に掲げる要件のいずれをも満たす場合には、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの放送事業者が共同して行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該放送事業者のうち基幹放送事業者がある場合において、いずれの基幹放送事業者についても当該基幹放送事業者以外の全ての放送事業者との間において次に掲げる要件のいずれかを満たす放送区域（電波法第十四条第二項第二号の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許記録（同法第十四条の二に規定する免許記録をいう。以下同じ。）に記録されている放送区域をいう。以下この項において同じ。）又は業務区域（第百二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下この項において同じ。）の重複があること。</p> <p>イ 放送区域又は業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域の面積の三分の二以上に当たること。</p> <p>ロ 放送区域又は業務区域が重複する部分の放送区域の区域内の人口が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域内の全人口</p>	<p>第二章 (同上)</p> <p>第七条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 当該放送事業者のうち基幹放送事業者がある場合において、いずれの基幹放送事業者についても当該基幹放送事業者以外の全ての放送事業者との間において次に掲げる要件のいずれかを満たす放送区域（電波法第十四条第三項第二号の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許状に記載された</p> <p style="text-align: center;">放送区域をいう。以下この項において同じ。）又は業務区域（第百二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下この項において同じ。）の重複があること。</p> <p>イ (同上)</p> <p>ロ (同上)</p>

口の三分の二以上に当たること。

三 (略)

第三章 日本放送協会

第九節 雑則

(情報提供等)

第八十四条の二 協会は、総務省令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて総務省令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成し、適時に、かつ、一般にとつて利用しやうい方法により提供するものとする。

- 一 協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
- 二 協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
- 三 協会の出資又は拠出に係る法人その他の総務省令で定める法人に関する基礎的な情報

2 (略)

第五章 基幹放送

第一節 通則

(基幹放送の受信に係る事業者の責務)

第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者(電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。次項において同じ。)は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。

三 (同上)

第三章 (同上)

第九節 (同上)

(情報提供等)

第八十四条の二 協会は、総務省令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて総務省令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を作成し、適時に、かつ、一般にとつて利用しやうい方法により提供するものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

2 (同上)

第五章 (同上)

第一節 (同上)

(基幹放送の受信に係る事業者の責務)

第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者(電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。次項において同じ。)は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。



2| 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、地域の人口の著しい減少その他の理由により中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止するときは、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずるように努めるものとする。

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等

(指定事項及び認定記録)

第九十四条 前条第一項の認定は、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を指定して行う。

一 三 (略)

2| 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る次に掲げる事項（衛星基幹放送にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。）を記録した電磁的記録を作成し、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該認定に係る認定基幹放送事業者に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該認定の有効期間中、当該認定基幹放送事業者が閲覧することができる状態に置かなければならない。

一 認定の年月日及び認定の番号

二 認定を受けた者の氏名又は名称

三 基幹放送の種類

四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

(新設)

第二節 (同上)

第一款 (同上)

(指定事項及び認定証)

第九十四条 (同上)

一 三 (同上)

2| 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。

- 五 放送対象地域
- 六 基幹放送に係る周波数
- 七 放送事項

(削る)

(証明書の交付)

第九十四条の二 認定基幹放送事業者は、総務大臣に対し、前条第二項の規定により作成された当該認定基幹放送事業者に係る電磁的記録(以下「認定記録」という。)に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

(放送事項等の変更)

第九十七条 (略)

2 (略)

3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定基幹放送事業者の申請により、第九十四条第一項各号に掲げる事項の指定を変更する。

3 認定証には、次の事項(衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置)を記載しななければならない。

- 一 認定の年月日及び認定の番号
- 二 認定を受けた者の氏名又は名称
- 三 基幹放送の種類
- 四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
- 五 放送対象地域
- 六 基幹放送に係る周波数
- 七 放送事項

(新設)

(放送事項等の変更)

第九十七条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

一 衛星基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定により、当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者以外の者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しくは位置及び周波数をその免許記録に記録すべき基幹放送局の免許を受けたとき又は当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しくは位置について変更の許可若しくは当該衛星基幹放送に係る周波数について指定の変更を受けたとき。

二 移動受信用地上基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定により、当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者以外の者が当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域内の放送区域及び周波数をその免許記録に記録すべき基幹放送局の免許を受けたとき若しくは当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該移動受信用地上基幹放送に係る周波数について指定の変更を受けたとき又は第九十一条第四項の規定により総務大臣が基幹放送普及計画を変更した場合において当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域について変更があつたとき。

三 前二号に準ずるものとして総務省令で定めるとき。

(認定記録の変更)

第九十九条 総務大臣は、第九十七条第一項の規定による許可をしたとき、同条第二項若しくは前条第一項の規定による届出があつたとき、第九十七条第三項の規定による指定の変更をしたとき、又は前条第二項若しくは第三項の規定による認可をしたときは、認定記録を変更し、当該認定記録に係る認定基幹放送事業者に対し、遅滞なく、その旨

一 衛星基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定により、当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者以外の者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しくは位置及び周波数をその免許状に記載すべき基幹放送局の免許を受けたとき又は当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しくは位置について変更の許可若しくは当該衛星基幹放送に係る周波数について指定の変更を受けたとき。

二 移動受信用地上基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定により、当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者以外の者が当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域内の放送区域及び周波数をその免許状に記載すべき基幹放送局の免許を受けたとき若しくは当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該移動受信用地上基幹放送に係る周波数について指定の変更を受けたとき又は第九十一条第四項の規定により総務大臣が基幹放送普及計画を変更した場合において当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域について変更があつたとき。

三 (同上)

(認定証の訂正)

第九十九条 認定基幹放送事業者は、認定証に記載した事項に変更を生じたときは、その認定証を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

を通知しなければならない。

(認定の失効の記録)

第二百二条 第九十三条第一項の認定がその効力を失ったときは、総務大臣は、当該認定に係る認定記録にその旨を記録しなければならない。

(特定地上基幹放送事業者の特例)

第二百五条の二 (略)

2 特定地上基幹放送事業者は、前項第二号の方法により地上基幹放送の業務を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、当該業務に用いる電気通信設備(基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備を除く。第四項において同じ。)及びその運用のための業務管理体制(特定地上基幹放送事業者が当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合にあつては、委託先における業務管理体制を含む。第四項及び第八十七条第二号において「電気通信設備等」という。)が第一百一十一条第一項の総務省令で定める基準に適合することについて、総務大臣の確認を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の確認をしたときは、当該確認を受けた特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局に係る免許記録

に、次に掲げる事項を記録し、遅滞なく、その旨を当該特定地上基幹放送事業者に通知するものとする。

- 一 確認の年月日及び確認の番号
  - 二 確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を提供する基幹放送局提供事業者の氏名又は名称
  - 三 確認に係る地上基幹放送の業務を行う放送対象地域
- 4 第二項の確認を受けた特定地上基幹放送事業者は、当該確認に係る

(認定証の返納)

第二百二条 第九十三条第一項の認定がその効力を失ったときは、認定基幹放送事業者であつた者は、一箇月以内にその認定証を返納しなければならない。

(特定地上基幹放送事業者の特例)

第二百五条の二 (同上)

2 (同上)

3 総務大臣は、前項の確認をしたときは、当該確認を受けた特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局に係る電波法第十四条第一項の免許状に、次に掲げる事項を付記する

ものとする。

- 一 (同上)
  - 二 (同上)
  - 三 (同上)
- 4 (同上)

地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備等を変更しようとするとき  
(当該業務に用いる電気通信設備の変更又は当該電気通信設備の一部  
を構成する設備の運用の委託先の変更を伴う場合に限る。)は、変更  
後の電気通信設備等が第一百一十一条第一項の総務省令で定める基準に適  
合することについて、総務大臣の確認を受けなければならない。ただ  
し、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 第二項の確認を受けた特定地上基幹放送事業者は、前項ただし書の  
総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務  
大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める特に軽微  
な変更については、この限りでない。

#### 第二款 業務

(基幹放送の休止及び廃止に関する公表)

第一百十条の二 基幹放送事業者(第四百四十七条第一項に規定する有料放  
送事業者を除く。)は、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の  
業務若しくはその基幹放送局を廃止しようとするときは、総務省令で  
定めるところにより、その旨を公表しなければならない。ただし、基  
幹放送を継続して休止しようとする時間が二十四時間を超えない範囲  
内で総務省令で定める時間以内である場合その他総務省令で定める場  
合は、この限りでない。

2| 地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、当該基幹放送事業者  
又は当該基幹放送事業者と第一百七十一条に規定する放送局設備供  
給契約を締結する基幹放送局提供事業者が第九十二条第二項の措置を  
講じようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該措置の  
内容を公表しなければならない。

#### 第三款 特定放送番組同一化実施方針の認定

5 (同上)

#### 第二款 (同上)

(基幹放送の休止及び廃止に関する公表)

第一百十条の二 (同上)

(新設)

#### 第三款 (同上)

(審議機関の設置等の特例)

第一百六条の六 (略)

- 2 認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者が当該認定特定放送番組同一化実施方針に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者(当該国内基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者でない場合にあつては、その基幹放送局設備を当該国内基幹放送事業者の国内基幹放送の業務の用に供する基幹放送局提供者)に対する第九十二条第一項の規定の適用については、同項中「その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域」とあるのは「第一百六条の四第一項に規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該基幹放送」とあるのは「当該二以上の国内基幹放送のいずれか」とする。

3 (略)

第三節 基幹放送局提供者

(提供義務等)

第一百七十七条 基幹放送局提供者は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める事項に従つた基幹放送局設備の提供に関する契約(以下「放送局設備供給契約」という。)の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 一 認定基幹放送事業者 当該認定基幹放送事業者に係る認定記録に

記録されている事項のうち第九十四条第二項第三号から第六号までに掲げる事項(衛星基幹放送に係る場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。次項第三号にお

(審議機関の設置等の特例)

第一百六条の六 (同上)

- 2 認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者が当該認定特定放送番組同一化実施方針に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者(当該国内基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者でない場合にあつては、その基幹放送局設備を当該国内基幹放送事業者の国内基幹放送の業務の用に供する基幹放送局提供者)に対する第九十二条の規定の適用については、同条中「その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域」とあるのは「第一百六条の四第一項に規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該基幹放送」とあるのは「当該二以上の国内基幹放送のいずれか」とする。

3 (同上)

第三節 (同上)

(提供義務等)

第一百七十七条 (同上)

- 一 認定基幹放送事業者 当該認定基幹放送事業者に係る第九十四条

第二項の認定証に記載された同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項(衛星基幹放送に係る場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。次項第三号にお

いて「認定記録記録事項」という。）

二 特定地上基幹放送事業者（第五十五条の二第二項の確認を受けた者に限る。次項第四号において同じ。） 当該特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局に係る免許記録に記録されている

周波数並びに同条第三項第二号

及び第三号に掲げる事項（次項第四号において「免許記録記録事項」という。）

2 基幹放送局提供事業者は、次に掲げる放送局設備供給契約の申込みを承諾してはならない。

一 基幹放送事業者以外の者からの放送局設備供給契約の申込み

二 第五十五条の二第二項の確認を受けていない特定地上基幹放送事業者からの放送局設備供給契約の申込み

三 認定基幹放送事業者からの認定記録記録事項に従わない放送局設備供給契約の申込み

四 特定地上基幹放送事業者からの免許記録記録事項に従わない放送局設備供給契約の申込み

第十章 雑則

（電波監理審議会への諮問）

第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一～四 (略)

五 第二条第二十四号（基幹放送局設備）、同条第三十三号（特定役員）、同条第三十四号（支配関係）、第二十条第一項第四号（放送番組の配信を行う期間）、第二十条の三第一項（配信用設備等の基準）、同条第四項（報告を要する重大事故の基準）、同条第十項（

いて「認定証記載事項」という。）

二 特定地上基幹放送事業者（第五十五条の二第二項の確認を受けた者に限る。次項第四号において同じ。） 当該特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局に係る電波法第十四条第一項の免許状に記載された周波数並びに当該免許状に付記された第五十五条の二第三項第二号及び第三号に掲げる事項（次項第四号において「免許状記載事項」という。）

2 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 認定基幹放送事業者からの認定証記載事項に従わない放送局設備供給契約の申込み

四 特定地上基幹放送事業者からの免許状記載事項に従わない放送局設備供給契約の申込み

第十章 (同上)

（電波監理審議会への諮問）

第一百七十七条 (同上)

一～四 (同上)

五 第二条第二十四号（基幹放送局設備）、同条第三十三号（特定役員）、同条第三十四号（支配関係）、第二十条第一項第四号（放送番組の配信を行う期間）、第二十条の三第一項（配信用設備等の基準）、同条第四項（報告を要する重大事故の基準）、同条第十項（

配信の品質の制限その他の措置)、第六十四条第六項(割増金の額に係る倍数)、第九十三条第一項第四号(衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準)、同項第五号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基準)、同条第四項(基幹放送の業務の認定の申請期間)、第九十七条第一項ただし書(基幹放送に係る軽微な変更)、第三百三条第二項第三号(基幹放送の業務に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項)、第一百十條の二第二項(放送番組の視聴のための措置の公表)、第一百一十條第一項(基幹放送設備等の基準)、第十三条、第二百二十二条若しくは第三百三十七条(報告を要する重大事故の基準)、第二百一十條第一項(基幹放送局設備等の基準)、第二百二十六條第一項ただし書(登録を要しない一般放送)、第三百三十六條第一項(一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準)、第五百十條(有料放送の役務の提供条件の説明)、第五百十條の二第一項(書面の交付)、第五百十條の三第一項若しくは第四項ただし書(書面による解除)、第五百十一條の二第二号(有料放送事業者等の禁止行為)、第六十二條第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基準の特例)、第六十二條第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ハ(認定放送持株会社に係る特例)、第六十四條第二項(保有基準割合)又は第六十六條第二項第三号(認定放送持株会社に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項)の規定による総務省令の制定又は改廃

2

(略)

第十一章 罰則

第九十二条 第九十五条第一項若しくは第二項、第九十七条第二項、

配信の品質の制限その他の措置)、第六十四条第六項(割増金の額に係る倍数)、第九十三条第一項第四号(衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準)、同項第五号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基準)、同条第四項(基幹放送の業務の認定の申請期間)、第九十七条第一項ただし書(基幹放送に係る軽微な変更)、第三百三条第二項第三号(基幹放送の業務に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項)

第一百一十條第一項(基幹放送設備等の基準)、第十三条、第二百二十二条若しくは第三百三十七条(報告を要する重大事故の基準)、第二百一十條第一項(基幹放送局設備等の基準)、第二百二十六條第一項ただし書(登録を要しない一般放送)、第三百三十六條第一項(一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準)、第五百十條(有料放送の役務の提供条件の説明)、第五百十條の二第一項(書面の交付)、第五百十條の三第一項若しくは第四項ただし書(書面による解除)、第五百十一條の二第二号(有料放送事業者等の禁止行為)、第六十二條第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基準の特例)、第六十二條第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ハ(認定放送持株会社に係る特例)、第六十四條第二項(保有基準割合)又は第六十六條第二項第三号(認定放送持株会社に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項)の規定による総務省令の制定又は改廃

2

(同上)

第十一章 (同上)

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過



第九十八条第一項、第百条、第百五条の二第五項、第二百二十九条第一項若しくは第二項、第三百十条第四項、第三百三十四条第二項、第三百三十五条第一項若しくは第二項、第百五十二条第二項、第百五十三条第二項、第百五十四条第一項若しくは第二項又は第百六十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

料に処する。

- 一 第九十五条第一項若しくは第二項、第九十七条第二項、第九十八条第一項、第百条、第百五条の二第五項、第二百二十九条第一項若しくは第二項、第三百十条第四項、第三百三十四条第二項、第三百三十五条第一項若しくは第二項、第百五十二条第二項、第百五十三条第二項、第百五十四条第一項若しくは第二項又は第百六十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第百二条の規定に違反して認定証を返納しない者

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の六関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇五十三の二（略）			
五十四（略）			
(一)～(三)（略）	(略)	(略)	(略)
(四) 電波法第二十四条の十二第一項（外国点検事業者の登録）の外国における無線設備等の点検に係る事業者の登録	(略)	(略)	(略)
(五)・(六)（略）	(略)	(略)	(略)
五十五～百六十（略）			
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の六関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇五十三の二（同上）			
五十四（同上）			
(一)～(三)（同上）	(同上)	(同上)	(同上)
(四) 電波法第二十四条の十三第一項（外国点検事業者の登録）の外国における無線設備等の点検に係る事業者の登録	(同上)	(同上)	(同上)
(五)・(六)（同上）	(同上)	(同上)	(同上)
五十五～百六十（同上）			

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）	提供を受ける国の機関又は法人	別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）	提供を受ける国の機関又は法人
一〇二十五（略）	（略）	一〇二十五（同上）	（同上）
二十六 総務省	電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）による同法第四条の免許、同法第四条の二第二項の届出、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十二第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十七条の二十一第一項の出、同法第二十七条の二十一第一項の登録、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第四十一条の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十六 総務省	電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）による同法第四条の免許、同法第四条の二第二項の届出、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十七条の二十一第一項の出、同法第二十七条の二十一第一項の登録、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第四十一条の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二七〇百二十三（略）	（略）	二七〇百二十三（同上）	（同上）

改正案	現行
<p>第二章 著作者の権利            第三節 権利の内容            第五款 著作権の制限            （学校教育番組の放送等）            第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信（特定入力型自動公衆送信のうち、専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第二項第二号に規定する放送区域をいう。）において受信されることを目的として行われるものをいう。以下同じ。）を行い、又は放送同時配信等（放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うものに限る。第三十八条第三項、第三十九条並びに第四十条第二項及び第三項において同じ。）を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第二章（同上）            第三節（同上）            第五款（同上）            （学校教育番組の放送等）            第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信（特定入力型自動公衆送信のうち、専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第三項第二号に規定する放送区域をいう。）において受信されることを目的として行われるものをいう。以下同じ。）を行い、又は放送同時配信等（放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うものに限る。第三十八条第三項、第三十九条並びに第四十条第二項及び第三項において同じ。）を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。</p> <p>2 （同上）</p>

改正案	現行
<p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等 （革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例） 第二十五条の二（略）</p> <p>2 技術実証区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 技術実証に含まれる次のイからホまでに掲げる行為の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>ホ 実験等無線局（電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第四条の二第二項に規定する実験等無線局をいい、自動車自動運転関係電波技術、無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術、特殊仕様自動車等応用関係電波技術又は無人航空機応用関係電波技術の有効性の実証を行うためのものに限る。以下この条及び第二十五条の六において同じ。）を開設し、これを運用する行為 次の(1)から(3)までに掲げる実験等無線局の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める事項</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる実験等無線局以外の実験等無線局 次に掲げる事項</p> <p>(i)～(vi)（略）</p> <p>(vii) 他の電波法第二条第五号に規定する無線局（以下この条において単に「無線局」という。）の同法第十四条第一項に規</p>	<p>第四章（同上）</p> <p>（革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例） 第二十五条の二（同上）</p> <p>2 技術実証区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 技術実証に含まれる次のイからホまでに掲げる行為の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項</p> <p>イ～ニ（同上）</p> <p>ホ 実験等無線局（電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第四条の二第二項に規定する実験等無線局をいい、自動車自動運転関係電波技術、無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術、特殊仕様自動車等応用関係電波技術又は無人航空機応用関係電波技術の有効性の実証を行うためのものに限る。以下この条及び第二十五条の六において同じ。）を開設し、これを運用する行為 次の(1)から(3)までに掲げる実験等無線局の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める事項</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる実験等無線局以外の実験等無線局 次に掲げる事項</p> <p>(i)～(vi)（同上）</p> <p>(vii) 他の電波法第二条第五号に規定する無線局（以下この条において単に「無線局」という。）の同法第十四条第二項第二</p>

<p>3 3 20 (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>定する免許人又は同法第二十七条の二十二に規定する登録人 (2)(vi)及び第十六項において「免許人等」という。)との間 で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契 約を締結しているときは、その契約の内容</p>	<p>3 3 20 (同上)</p> <p>四・五 (同上)</p> <p>(2)・(3) (同上)</p> <p>号の 免許人又は同法第二十七条の二十六第一項の 登録人 (2)(vi)及び第十六項において「免許人等」という。)との間 で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契 約を締結しているときは、その契約の内容</p>
--	---